

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年10月29日
内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【判断維持】

景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

政府は、「経済あつての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。

今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とした「総合経済対策」を早急に策定する。

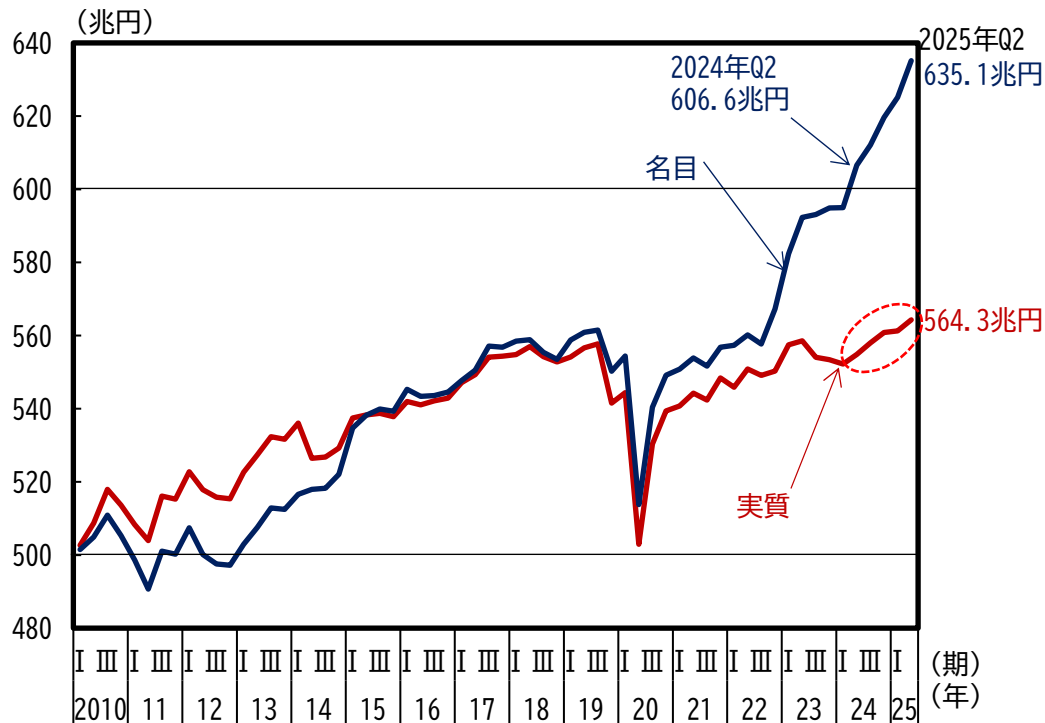
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

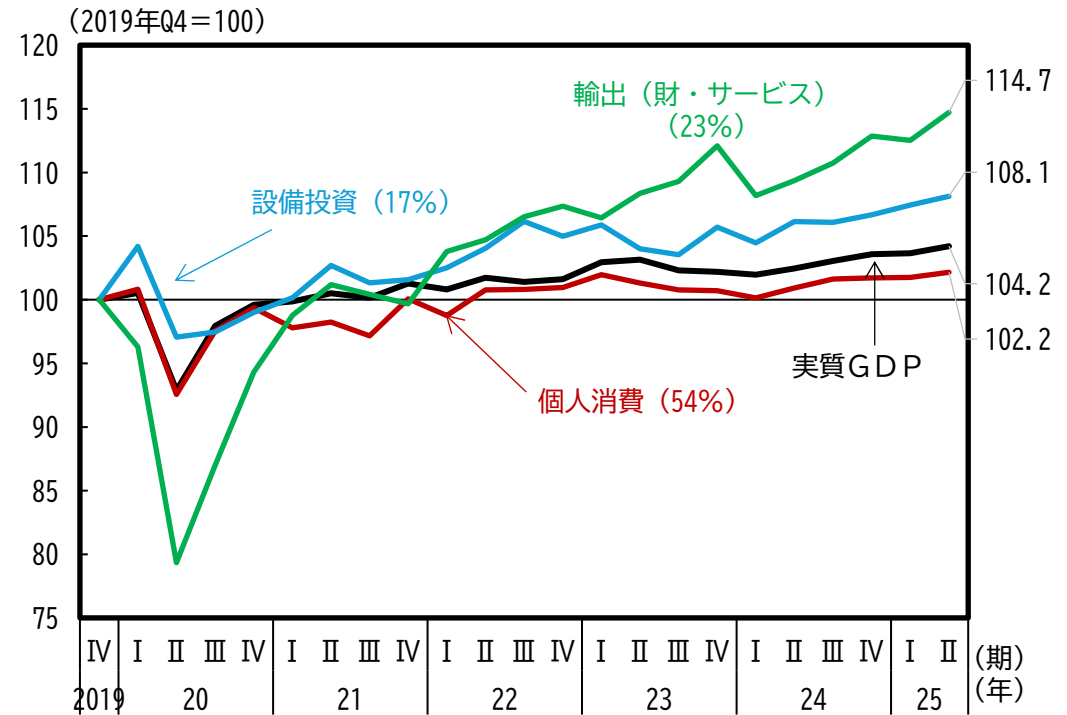
今月のポイント（１） 日本経済の現状（概観）

- ◆ 名目GDPは、2010年代初頭の500兆円を下回る水準から、この15年間で100兆円以上増加、2024年には初めて600兆円を超えた。物価上昇の影響を取り除いた実質GDPで見ても、このところ5四半期連続で増加するなど、景気の緩やかな回復が続いている（1図）。
- ◆ 実質GDPの内訳をみると、個人消費は、直近では5四半期連続で増加しているものの、物価上昇が続く中で、設備投資や輸出に比べて回復が遅れており、水準もコロナ前と同程度。設備投資は3四半期連続で増加するなど景気回復をけん引。財・サービスの輸出も増加基調が続くが、米国の関税措置による影響を注視する必要（2図）。

1図 名目GDPと実質GDPの推移



2図 実質GDPと需要項目の動向

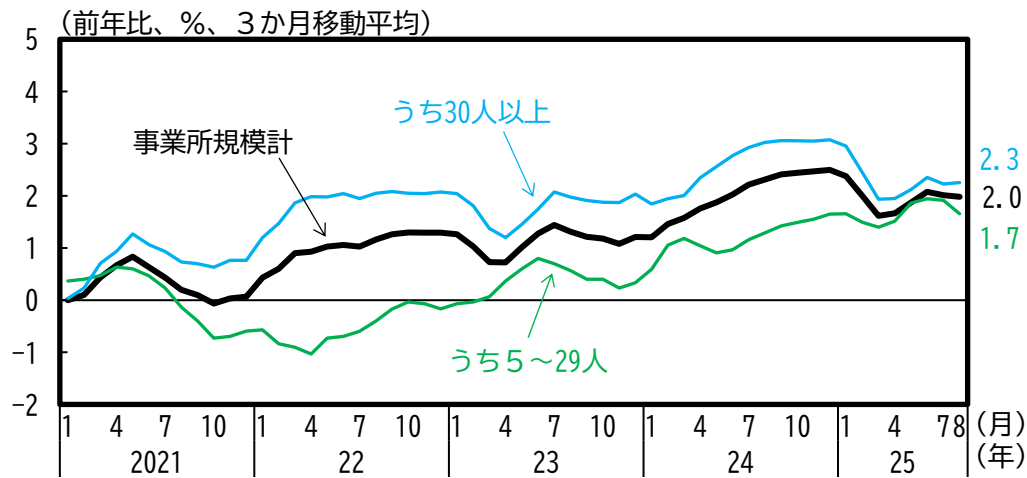


（備考） 1. 内閣府「国民経済計算」により作成。2025年4－6月期2次速報時点。季節調整値。実質金額は、2015暦年連鎖価格。
2. 2図（）内は2024暦年のGDPに占めるシェア（名目）。

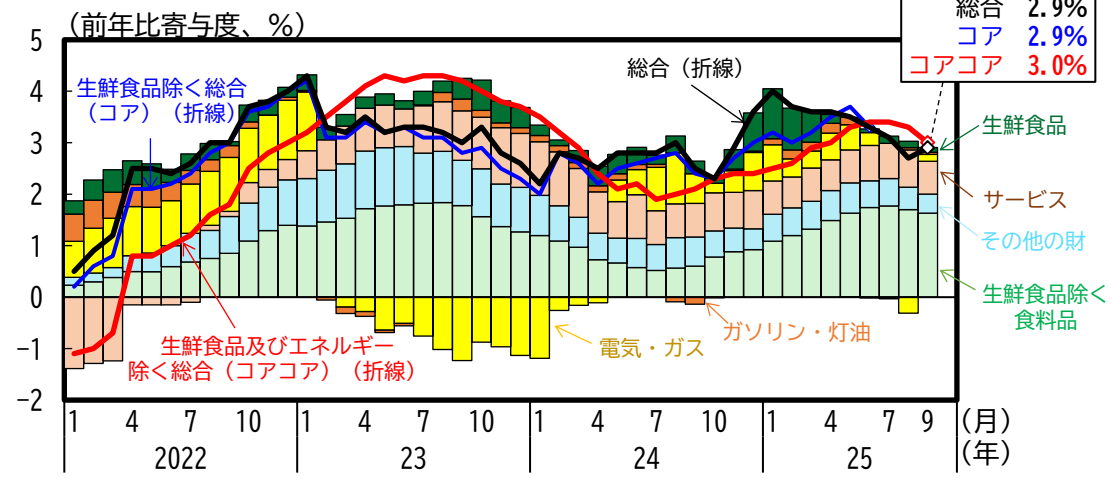
今月のポイント（２） 賃金と物価の動向

- ◆ 所定内給与は、2024年以降2%程度の伸びが継続、小規模事業所における賃金も上昇（1図）。一方、消費者物価指数は食料品価格を主因として2%台後半の伸びとなっており（2図）、物価の安定と、物価上昇を上回る賃金上昇の定着が重要。
- ◆ 食料品価格の上昇には、米や米を使用した調理食品、菓子類や飲料などが影響（3図）。消費支出に占める食料品の割合は、所得が低い層で相対的に高く、子育て世代（30・40代）とあわせて5年前からの上昇幅が大きい傾向にあり、物価上昇が影響しやすい可能性（4図）。

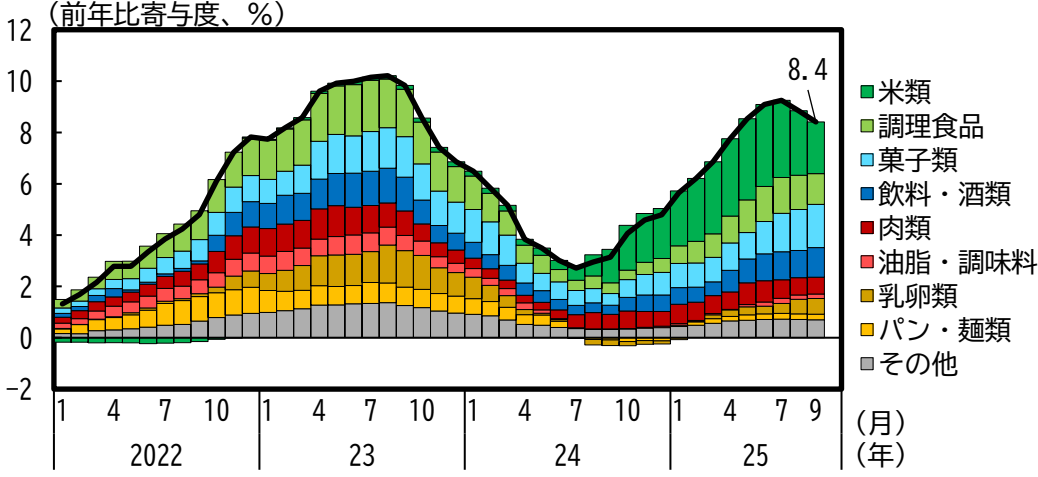
1図 賃金の動向（所定内給与）



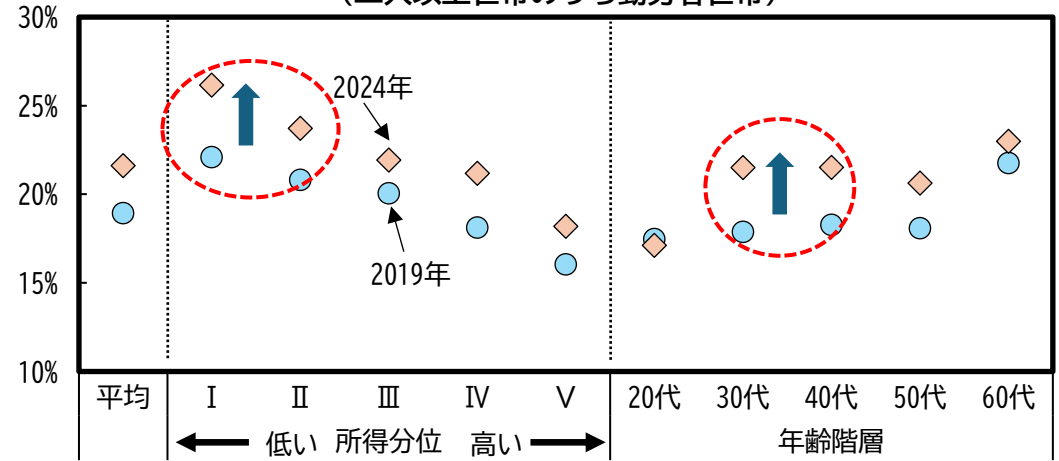
2図 消費者物価上昇率



3図 食料品価格の上昇率



4図 消費に占める食料品の割合
（二人以上世帯のうち勤労者世帯）

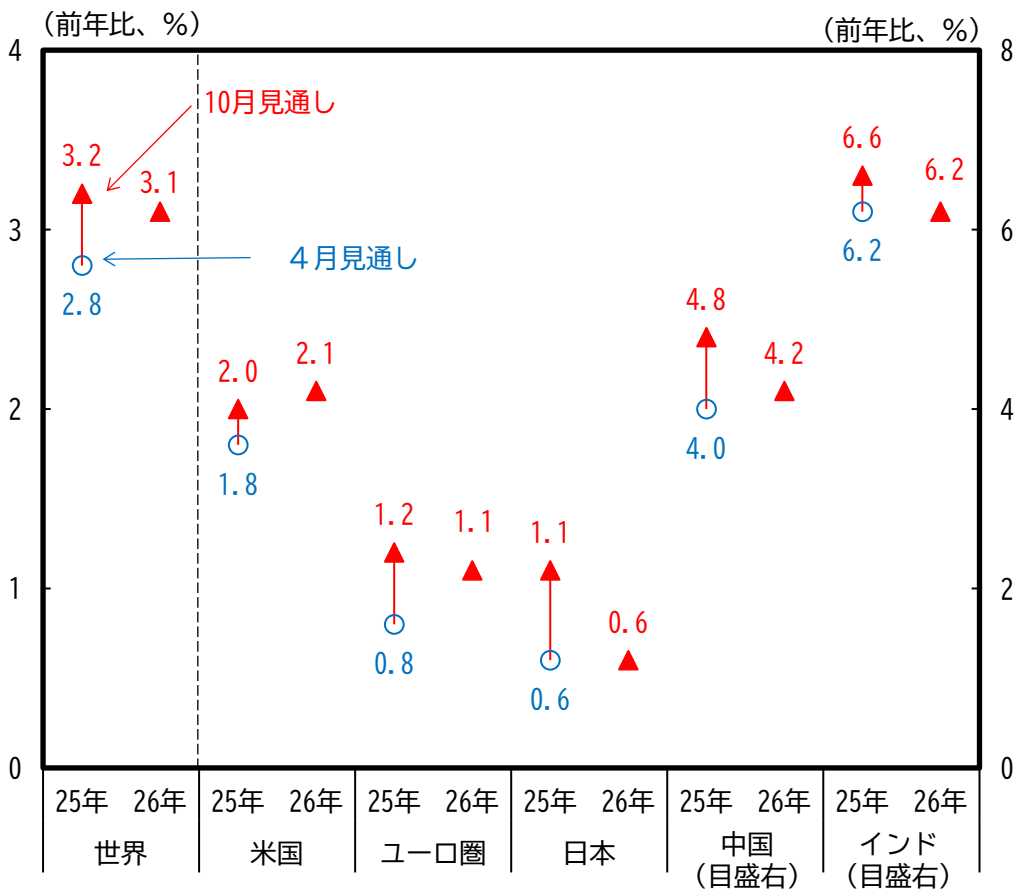


（備考） 1. 1図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。就業形態計の所定内給与の3か月移動平均の前年比。
2. 2図・3図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
3. 4図は、総務省「家計調査」により作成。消費支出に占める、食料（外食を除く）の支出額の割合。2024年の所得分位は、年間収入が第Ⅰ分位は509万円以下、第Ⅱ分位は～645万円、第Ⅲ分位は～794万円、第Ⅳ分位は～1005万円、第Ⅴ分位は1005万円以上となっている。

今月の指標（1）
 世界経済の概観

- ◆
 世界経済は本年・来年と3％程度の成長が続く見通し（IMF）。トランプ大統領が世界的な追加関税（相互関税）を発表した4月時点の見通しに比べ、多くの地域で上方改定された。各国と米国による関税交渉の進展等もあり、当初想定されていたよりも、関税措置による景気下押し効果は小幅にとどまっている（1図）。
- ◆
 ただし、米国の関税措置は広範かつ品目や相手国によっては高税率が課されることもあり、米国通商政策の動向やそれが世界経済に及ぼす影響について、引き続き注視していく必要（2表）。

1図
 世界の実質GDP成長率見通し（IMF）



2表
 米国関税措置の概要
 (国・地域別、品目別追加関税率)

国・地域別関税		4月2日時点 相互関税率 (%)	10月28日時点 追加関税率 (%)
	日本	24	15 (注2)
	E U	20	15 (〃)
	中国	34	30 (〃)
	インド	26	50 (〃)

品目別関税		追加関税率 (%)
	自動車・同部品 (完成車4/3～、同部品5/3～)	25 (日本・E U 15 (注2))
	鉄鋼・アルミニウム ・同派生品 (3/12～)	50
	銅の半製品・同派生品 (8/1～)	50
	木材 (10/14～)	10
	木材派生品 (10/14～)	25 (日本・E U 15 (注2))

(備考)
 1.
 1図は、IMF “World Economic Outlook” (2025年4月、2025年10月) により作成。インドは年度値 (4月～翌3月)。

2.
 2表は、各種公表情報により作成。下表における括弧内の日付は、発動日を表している。詳細については、下記事項及び22ページ以降を参照されたい。

・
 日本・E Uの追加関税率は、既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については15% (既存の関税率を含む) となる。日本の相互関税率の修正は8月7日から遡及して適用。

・
 中国の相互関税率34%は、5月14日以降、一時的に10%に引き下げられている (11月10日まで継続)。なお、不法移民や違法薬物等を理由に、2月4日から10%、3月3日から10%の追加関税がそれぞれ発動した。

・
 インドの追加関税率について、8月27日に、ロシア産原油の輸入を理由に、25%追加されて50%にまで引き上げられた。

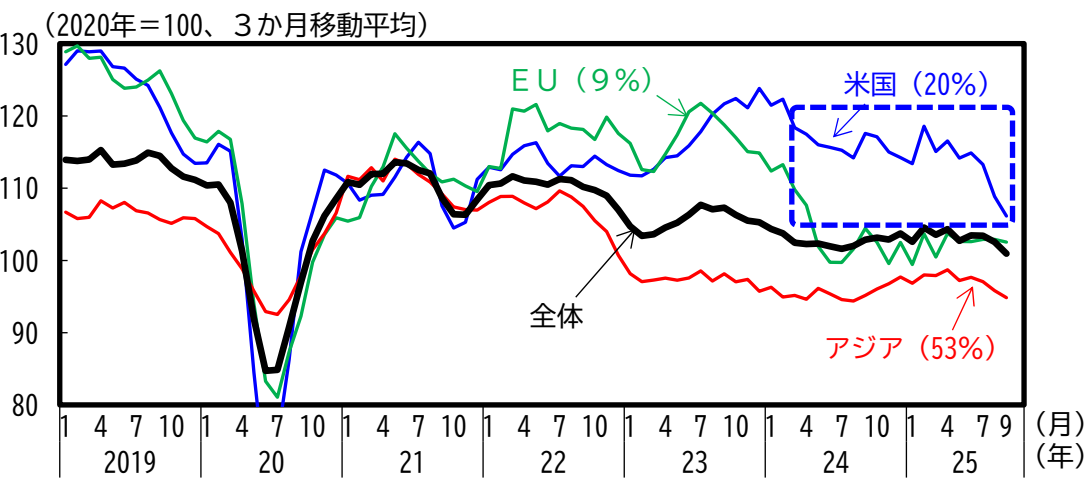
・
 自動車・同部品の追加関税率について、日本・E Uは15% (既存の2.5%の関税率を含む) に引下げ。適用時期は、日本は9月16日～、E Uは8月1日～ (遡及適用)。

・
 木材派生品の追加関税率について、日本・E Uは15% (既存の関税率を含む)。

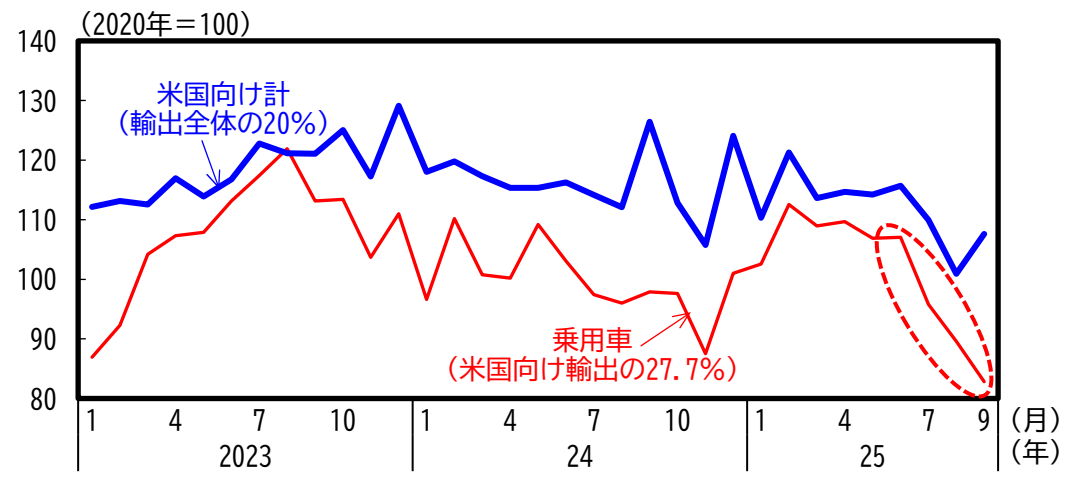
今月の指標（2） 企業部門の動向

- ◆ 財輸出は、アジア向け（シェア5割超）をはじめ全体としてみれば横ばい（1図）。米国向け（シェア約2割）については、関税が引き上げられる中、7月以降、乗用車が減少するなどこのところ弱含み（2図）。
- ◆ 企業の業況感は、米国と関税交渉で合意し（7/22）、関税引下げが実施（9/16）される中、短観9月調査では「良い」と答える企業が「悪い」と答える企業を上回る状況が継続し、特に非製造業では、1990年代初頭以降で最も高い水準を維持（3図）。生産は、輸送機械を含め全体として横ばいとなる中、半導体などの電子部品・デバイスを持ち直しの動きが続く。

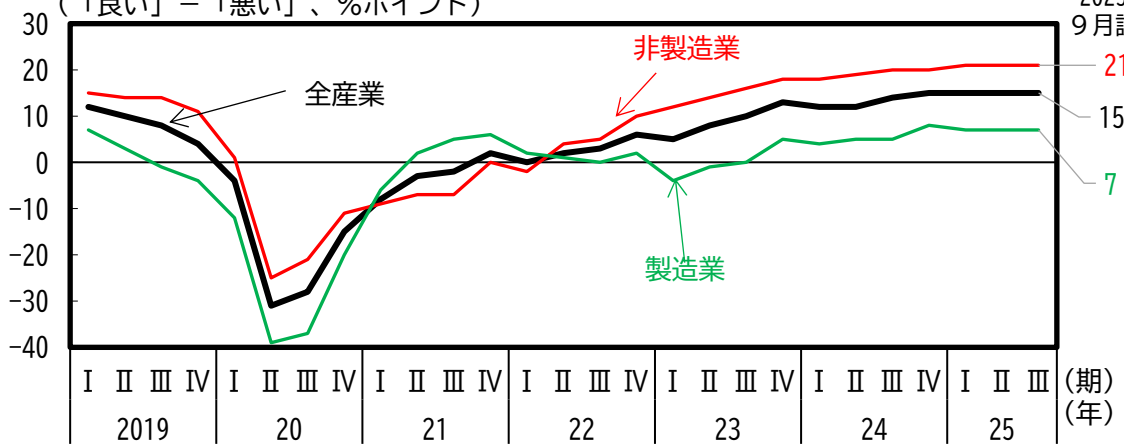
1図 財輸出の動向（地域別）



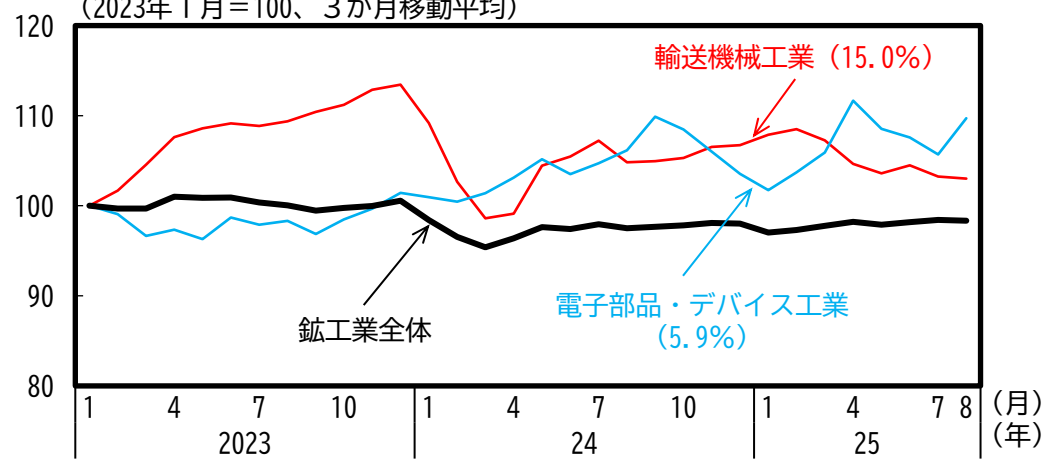
2図 財輸出のうち米国向け輸出の動向



3図 企業の業況判断（日銀短観・全規模）



4図 生産の動向

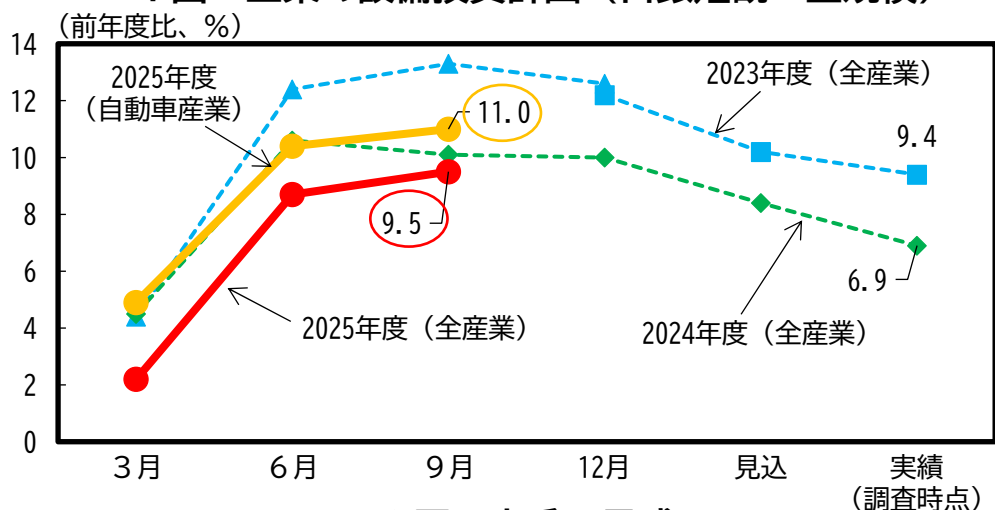


(備考) 1. 1図・2図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。()内は2024年の輸出金額シェアを表している。
2. 3図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
3. 4図は、経済産業省「鉱工業生産指数」により作成。()内は鉱工業生産指数の中のウェイト。

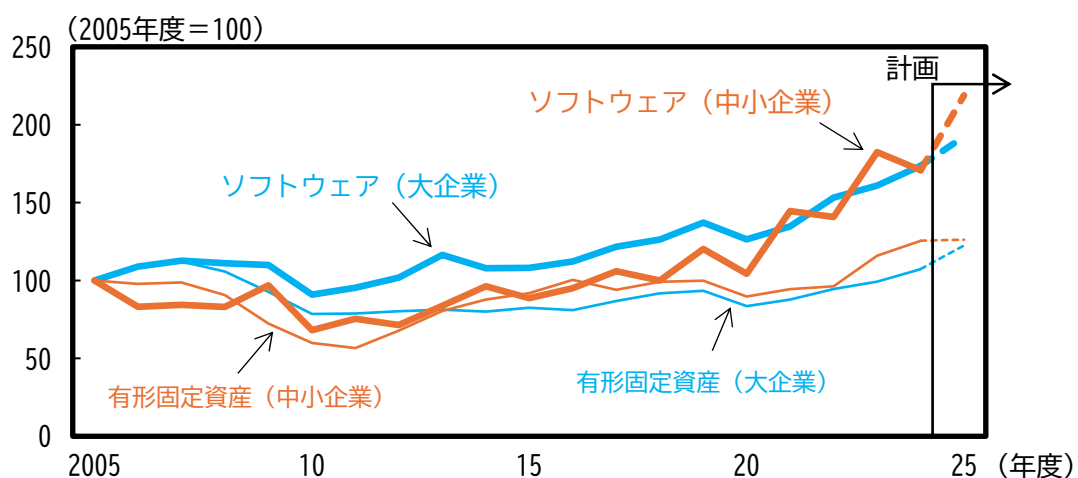
今月の指標（3） 設備投資と人手不足

- ◆ 企業の設備投資計画は、関税の影響がみられる自動車産業を含め、2023・24年度の高い投資意欲を引き継ぐ形で、増加基調を維持。設備投資が我が国経済を牽引することが期待される（1図）。特に、デジタル化等ソフトウェアへの投資が堅調（2図）。
- ◆ その背景には、引き続き高い水準で続く企業の人手不足感も。特に中小企業では大企業以上の不足超（3図）。業種別にみると、全ての業種で不足超となる中で、特に、宿泊・飲食をはじめとしたサービス産業や建設業を中心に高い人手不足感が続く（4図）。

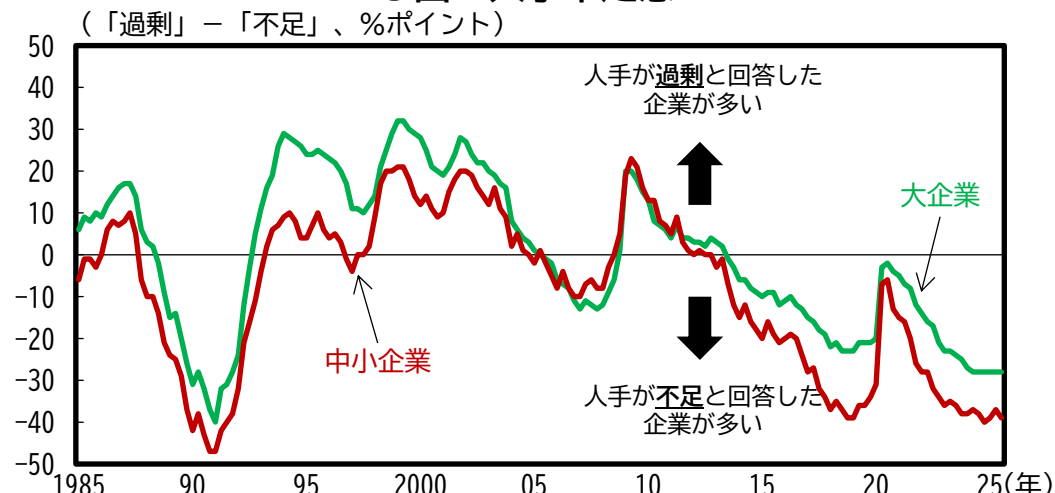
1図 企業の設備投資計画（日銀短観・全規模）



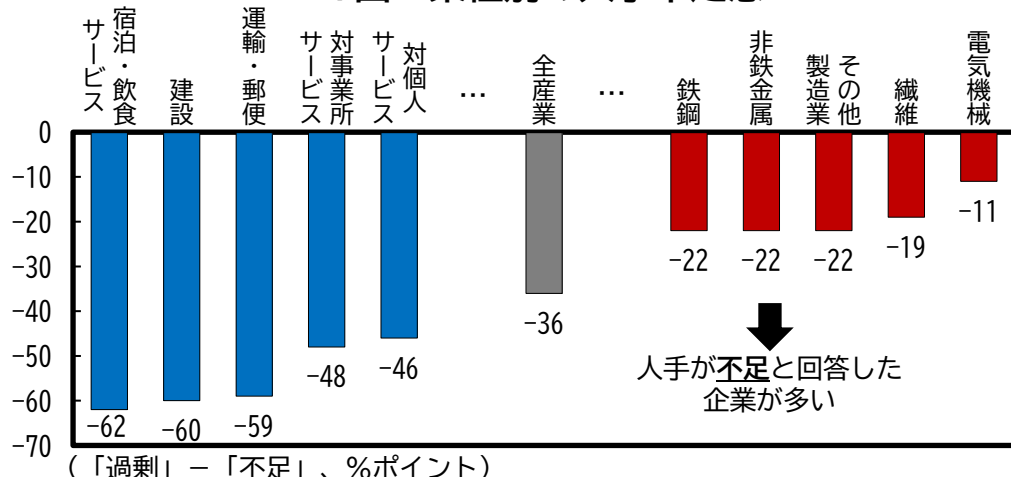
2図 ソフトウェア投資の動向（日銀短観・全産業）



3図 人手不足感



4図 業種別の人手不足感

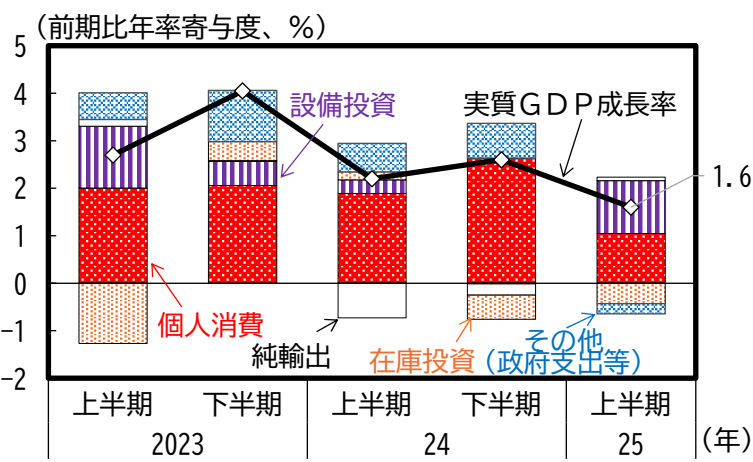


（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。1図の設備投資額は、ソフトウェア・研究開発を含む（除く土地投資額）。全産業は金融機関、持株会社等を除く。2図の有形固定資産投資額は、ソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）からソフトウェア投資額を控除して計算。4図は、人手不足感について上位・下位それぞれ5業種を表示。赤は製造業、青は非製造業を指す。2025年9月調査時点（実績）。

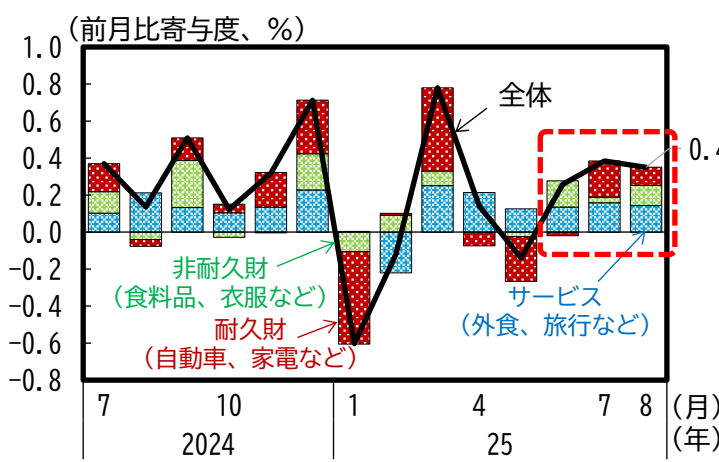
今月の指標（４） 各国経済の動向

- ◆ 米国経済は、緩やかながらも内需主導の景気拡大が継続（１図）。個人消費は、関税引上げを見越した駆け込み需要やその反動減を経て、足下では増加傾向（２図）。関税による物価上昇への影響は現時点では限定的。雇用者数は増勢が鈍化（３図）。
- ◆ 欧州経済について、ドイツは米国の関税引上げや中国の需要低迷を受けて財輸出が伸び悩み、景気は持ち直しの動きに足踏み。英国やフランスは、サービス輸出の堅調さを背景に、プラス成長が続いている（４図）。
- ◆ 中国経済は、不動産市場の停滞など内需が伸び悩む中、物価の下落傾向が続く（５図）。その他のアジア地域については、世界的なAI需要も背景に、集積回路・コンピュータ等を始めとした財輸出が好調（６図）。

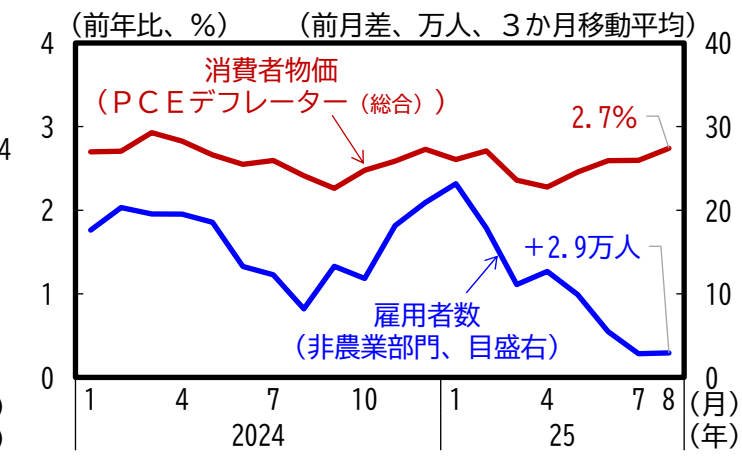
1図 米国（実質GDP成長率）



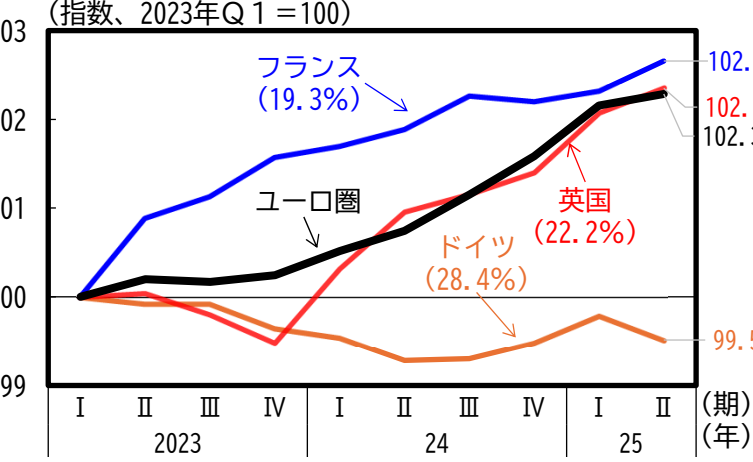
2図 米国（実質個人消費支出）



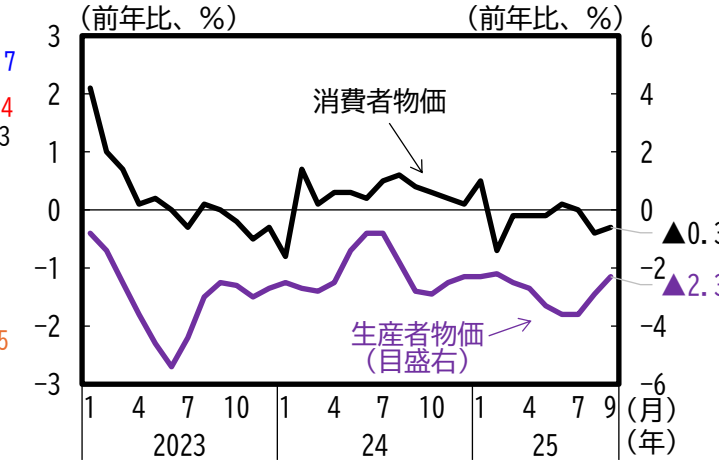
3図 米国（物価・雇用者数）



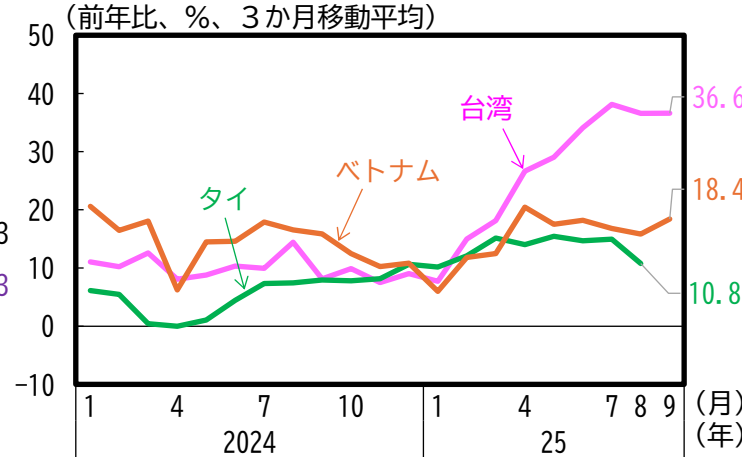
4図 欧州（実質GDP）



5図 中国（物価）



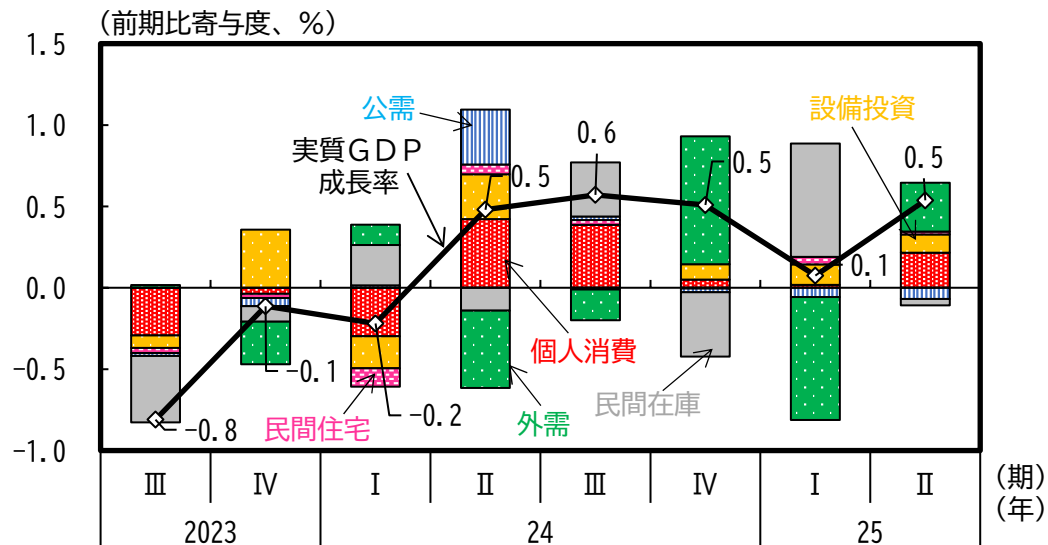
6図 アジア（財輸出）



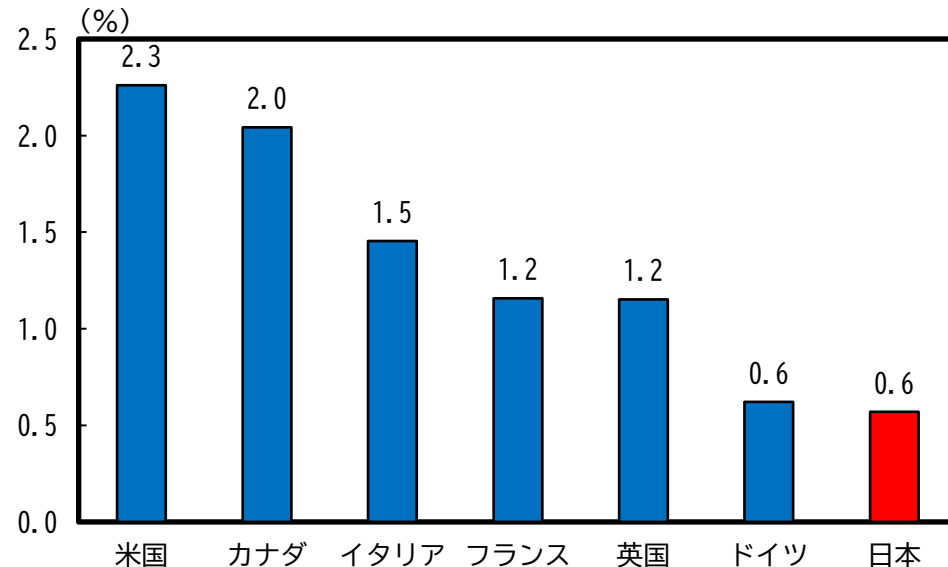
（備考） 1. 1図は、米国商務省により作成。四半期別の成長率を半年ごとに平均し、各期の平均的な成長率を簡易的に算出。2図は、米国商務省により作成。3図は、米国商務省、米国労働省により作成。
2. 4図は、ユーロスタット、英国国家統計局、IMFにより作成。（）内は2024年のユーロ圏の名目GDPに対する各国GDPの割合。
3. 5図は、中国国家統計局により作成。6図は、各国統計により作成。金額ベース。

参 考

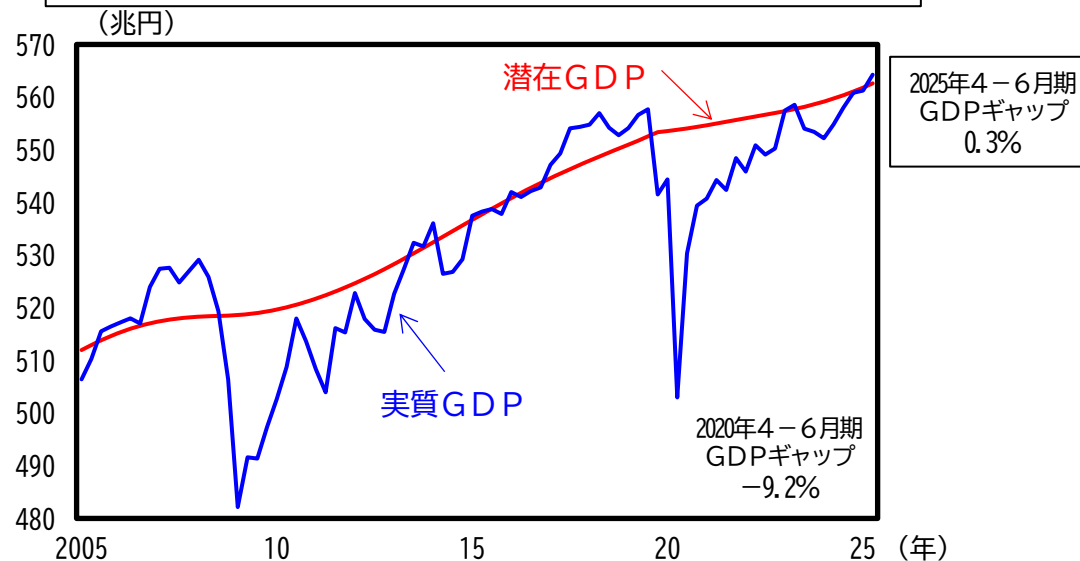
実質GDP成長率の寄与度分解



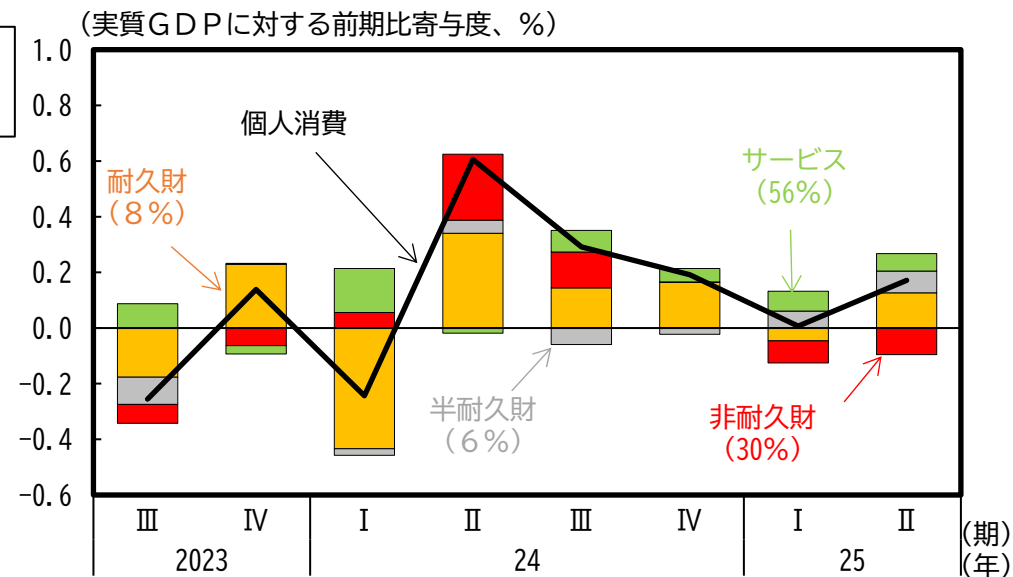
潜在成長率の国際比較



潜在GDPと実質GDP



形態別個人消費



(備考) 1. 左上図は、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年4-6月期2次速報時点。季節調整値。

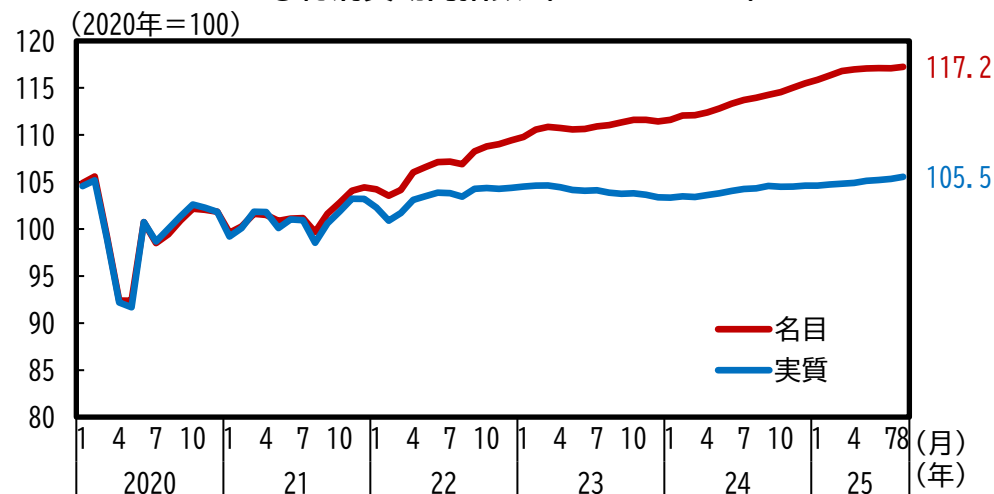
2. 右上図は、日本は内閣府推計値、米国は米国議会予算局推計値、その他の国はOECD「Economic Outlook No.117」により作成。日本は2025年4-6月期2次速報時点の値、その他の国は2024暦年値。

3. 左下図は、内閣府推計値、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年4-6月期2次速報時点。

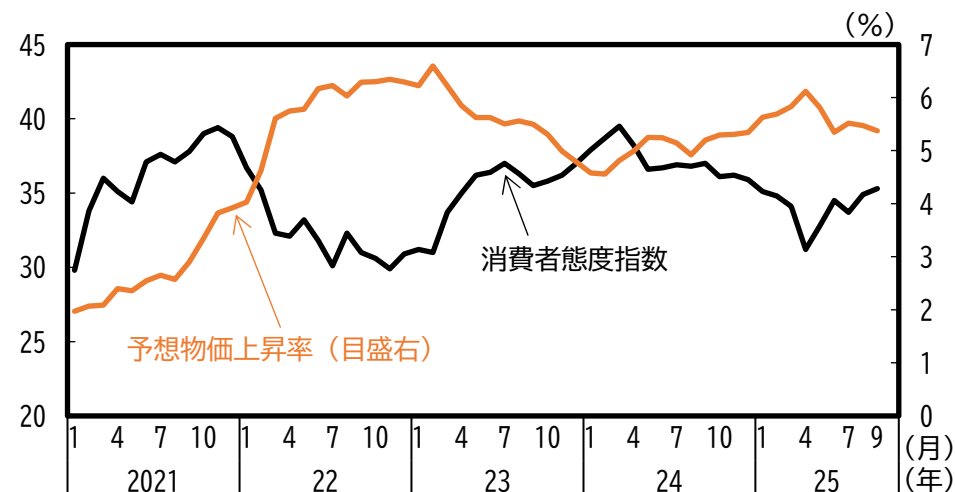
4. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年4-6月期2次速報時点の国内家計最終消費支出。季節調整値。()内は2024暦年の国内家計最終消費支出に占めるシェア(名目)。

個人消費 ～持ち直しの動きがみられる～

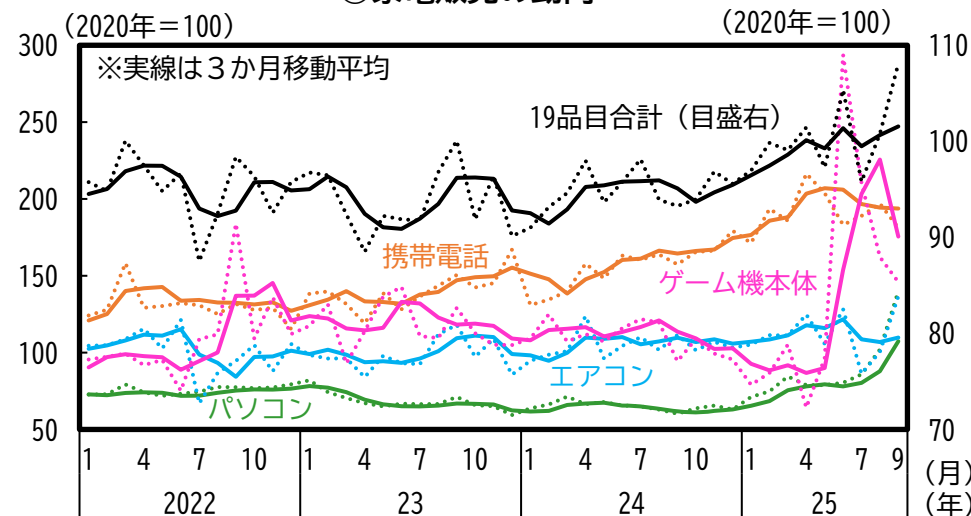
①総消費動向指数（CTIマクロ）



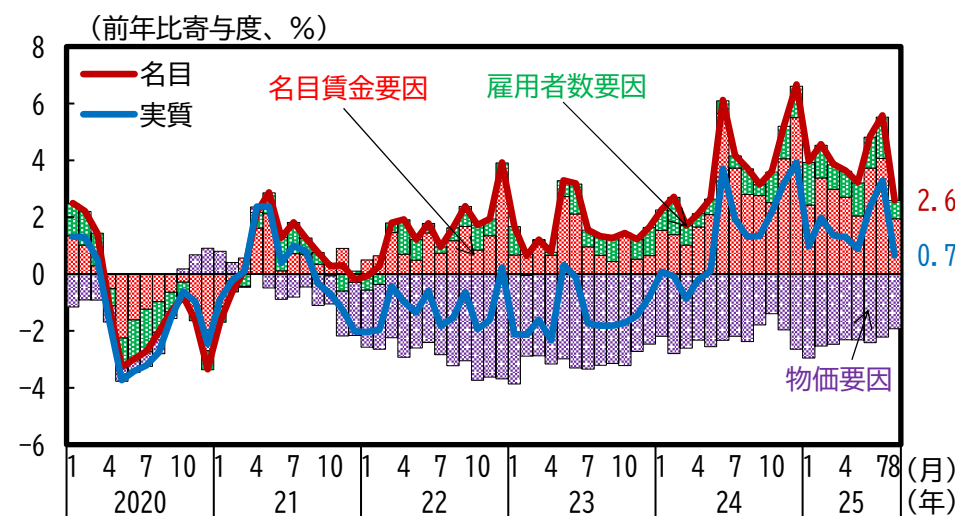
③消費者態度指数と予想物価上昇率



②家電販売の動向



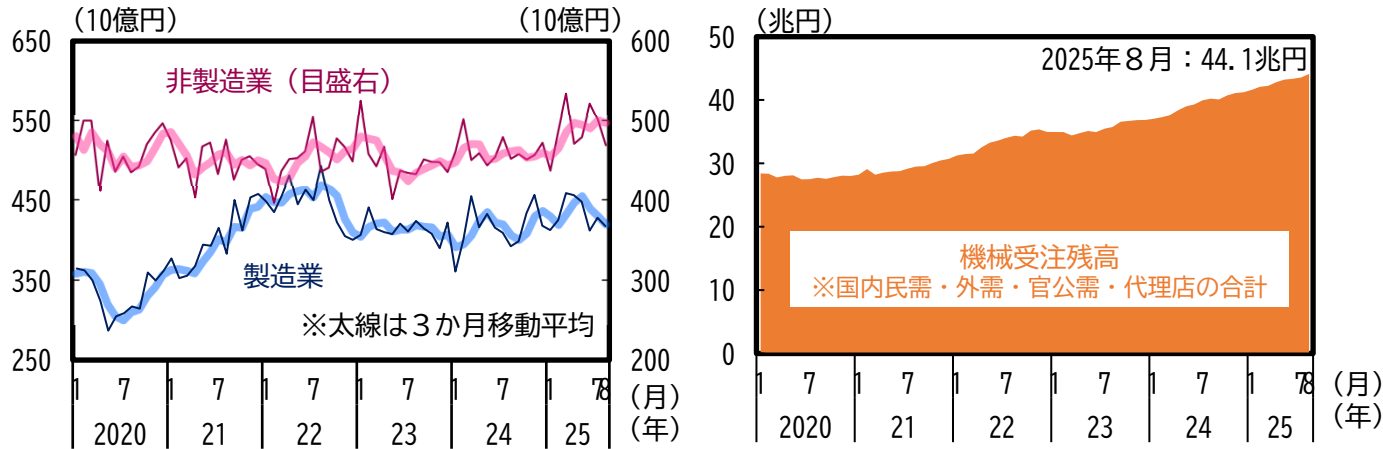
④総雇用者所得



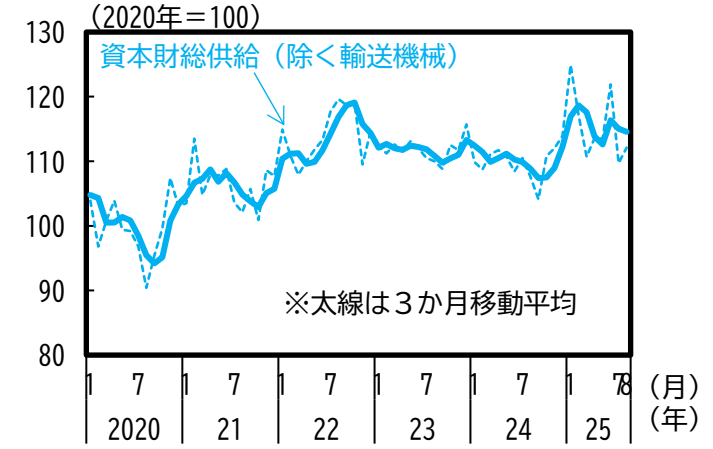
(備考)内閣府「消費動向調査」、「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数(CTI)」、GfKにより作成。「消費者態度指数」は2人以上の世帯、季節調整値。「予想物価上昇率」は、回答のうち上昇、下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上～5%未満」を3.5%、「5%以上～10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーター
の総合ベースによる実質化。

設備投資 ～緩やかに持ち直している～

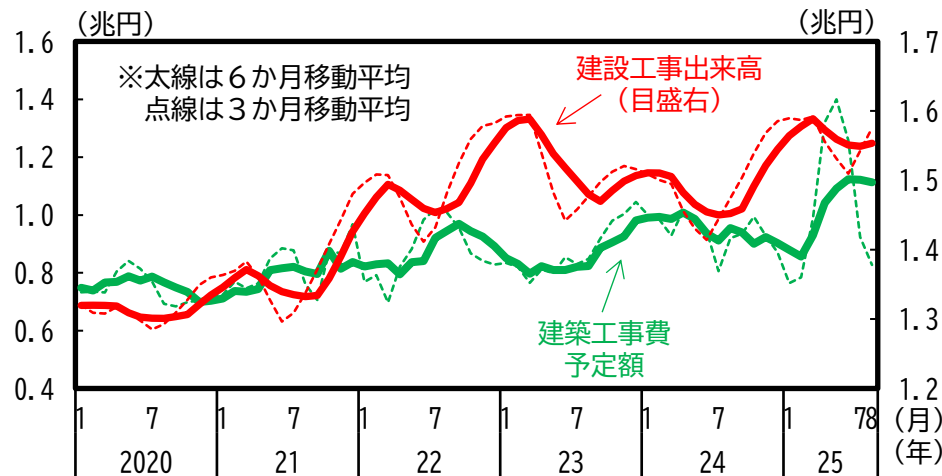
機械受注 ～持ち直しの動きに足踏みがみられる～



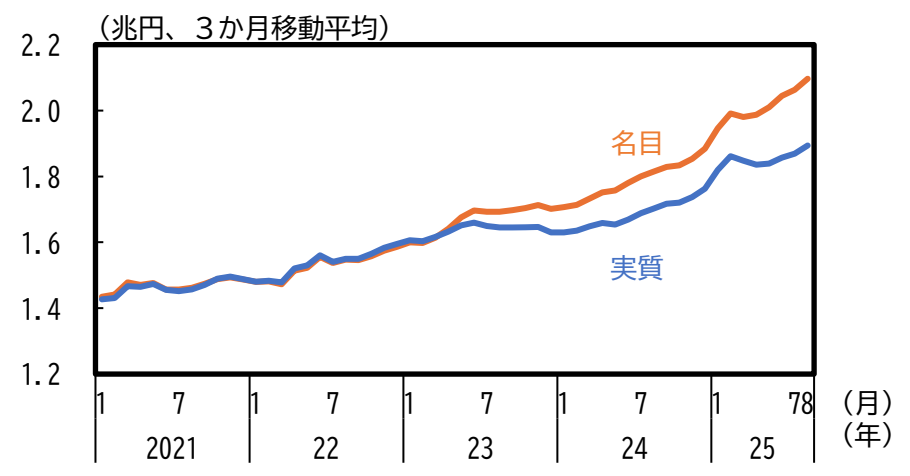
資本財総供給 ～おおむね横ばい～



建築工事費予定額 ～持ち直しの動きがみられる～

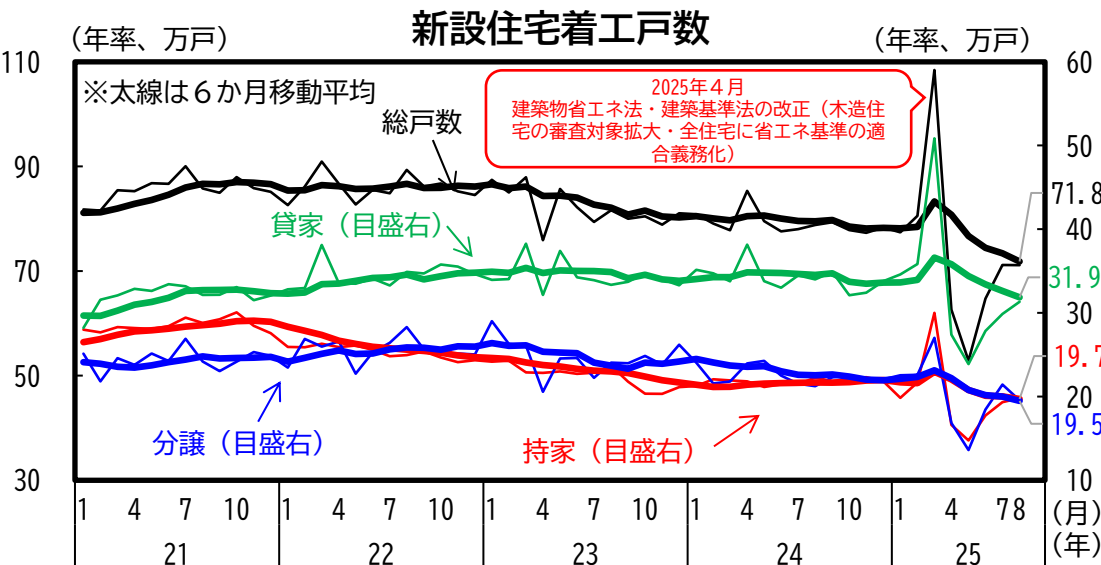


ソフトウェア投資 ～増加している～

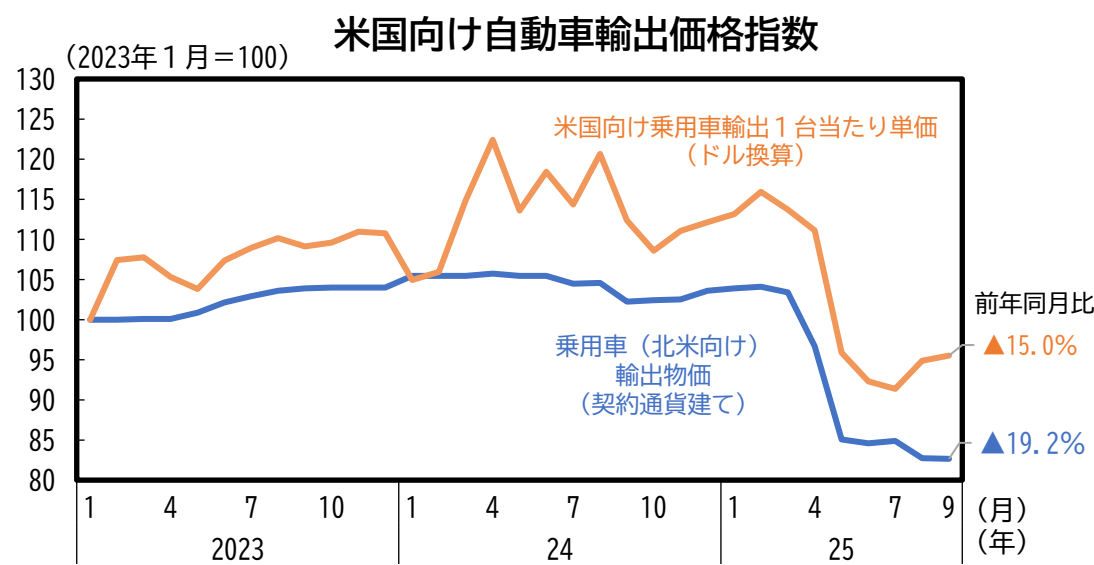


- (備考) 1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。非製造業は船舶・電力を除く。
2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。季節調整値。
3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値。
4. 右下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数（受託開発ソフトウェア（除組込み））で除して計算。2023年12月以前は、「サービス産業動態統計調査」の系列と経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の系列を前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。

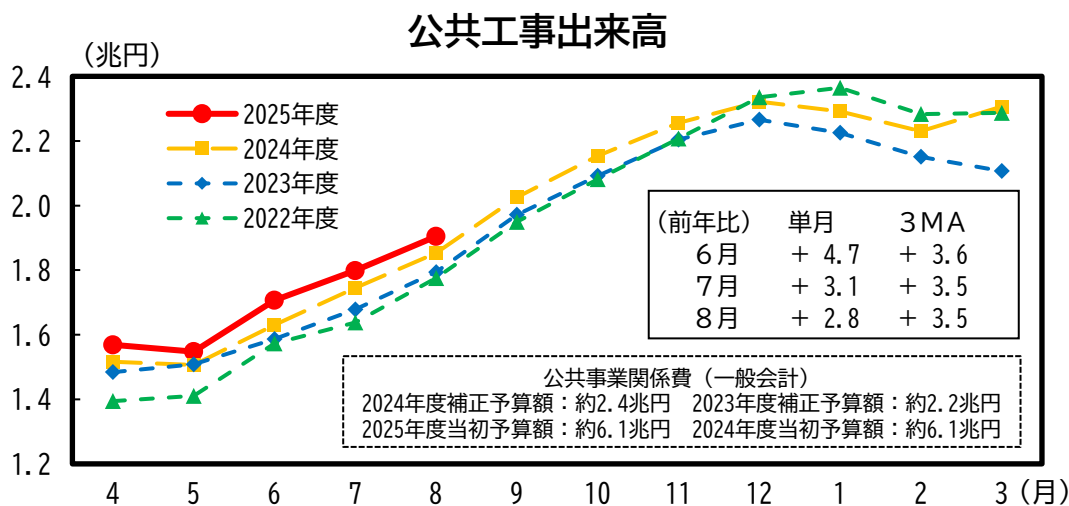
住宅建設 ～このところ弱含んでいる～



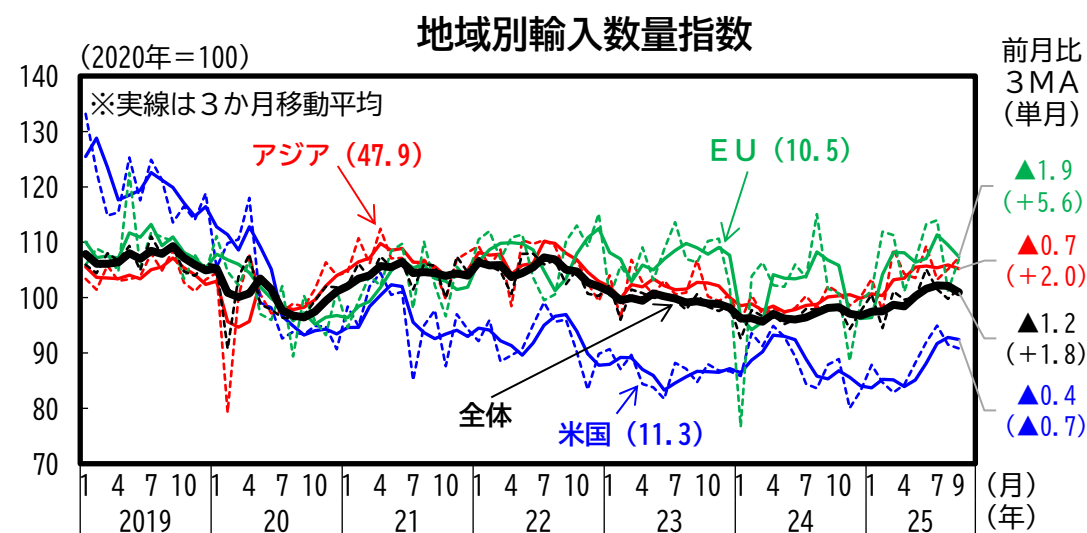
輸出 ～おおむね横ばいとなっている～



公共投資 ～堅調に推移している～



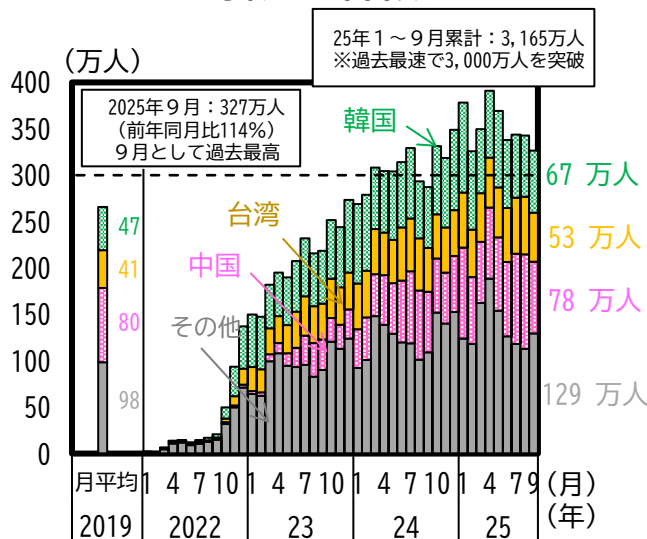
輸入 ～持ち直しの動きがみられる～



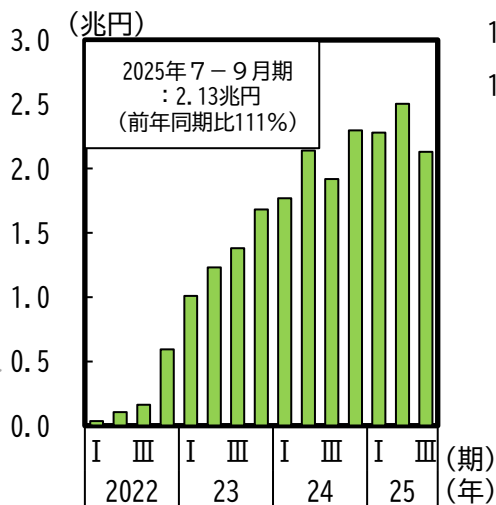
- (備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。
2. 左下図は、国土交通省「建設総統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。
3. 右上図は、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」により作成。米国向け自動車輸出価格単価の円ドル換算に際しては中心相場の月中平均値を用いている。
4. 右下図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。図中の () 内は2024年の輸入金額シェアを表している。

インバウンド

①訪日外客数

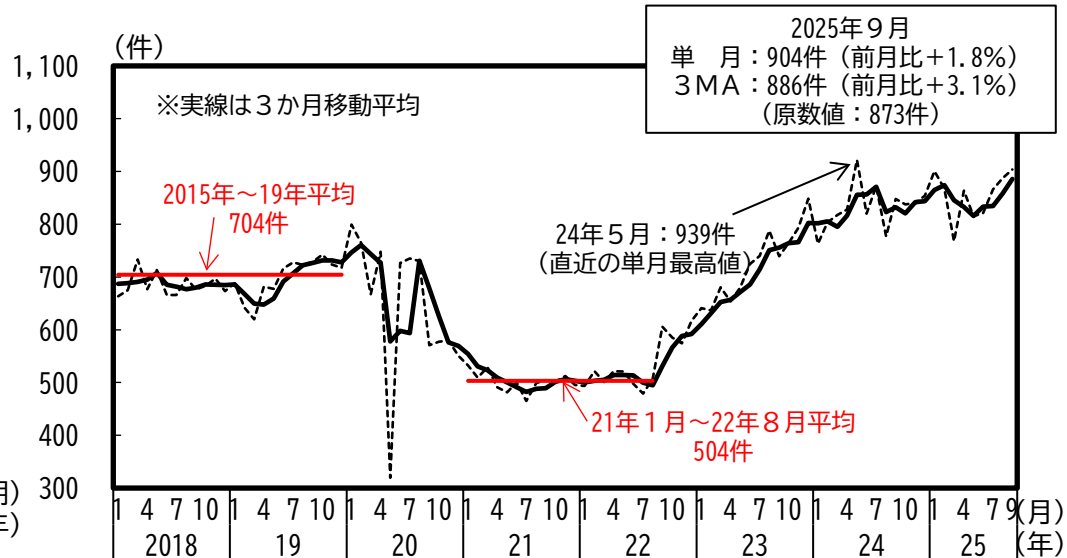


②訪日外国人消費額



倒産 ～このところ増加がみられる～

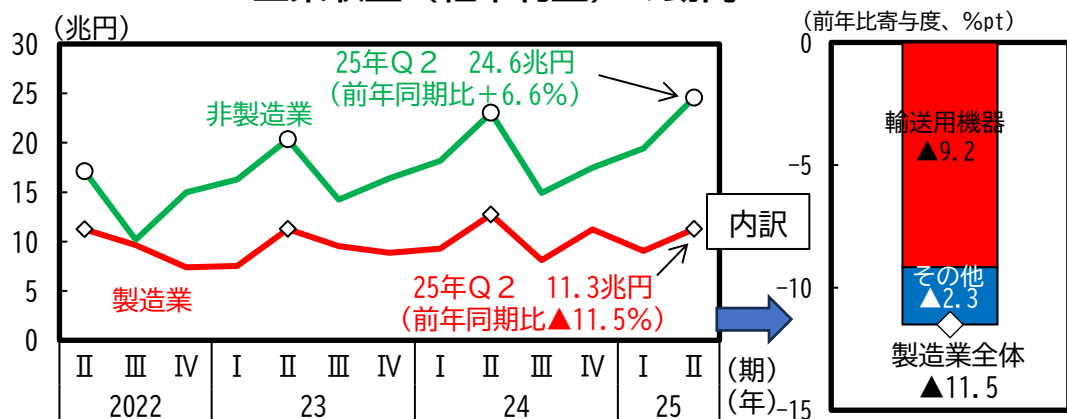
①月次の倒産件数



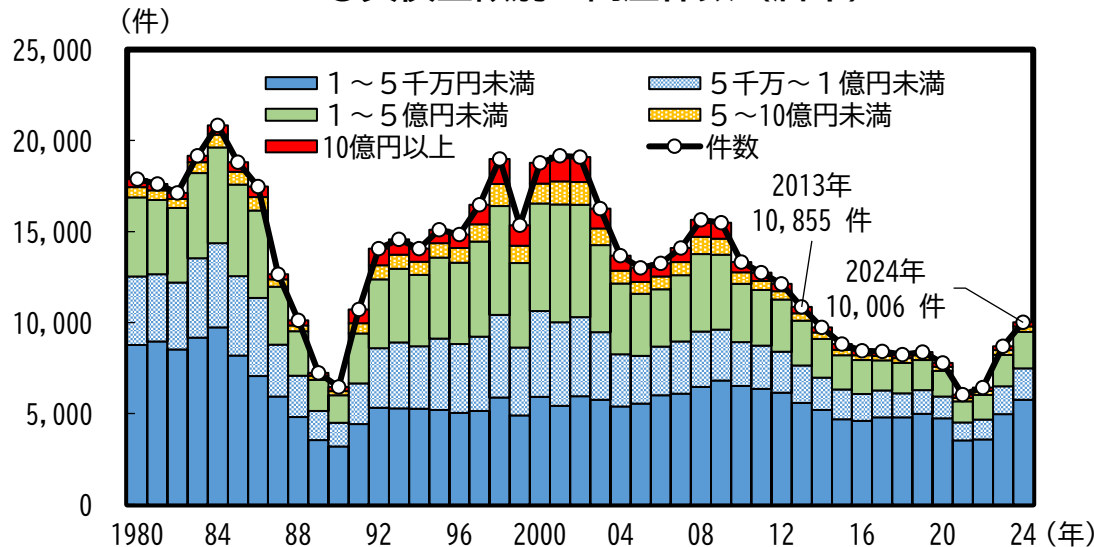
企業収益

～米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられる～

企業収益（経常利益）の動向



②負債金額別の倒産件数（暦年）



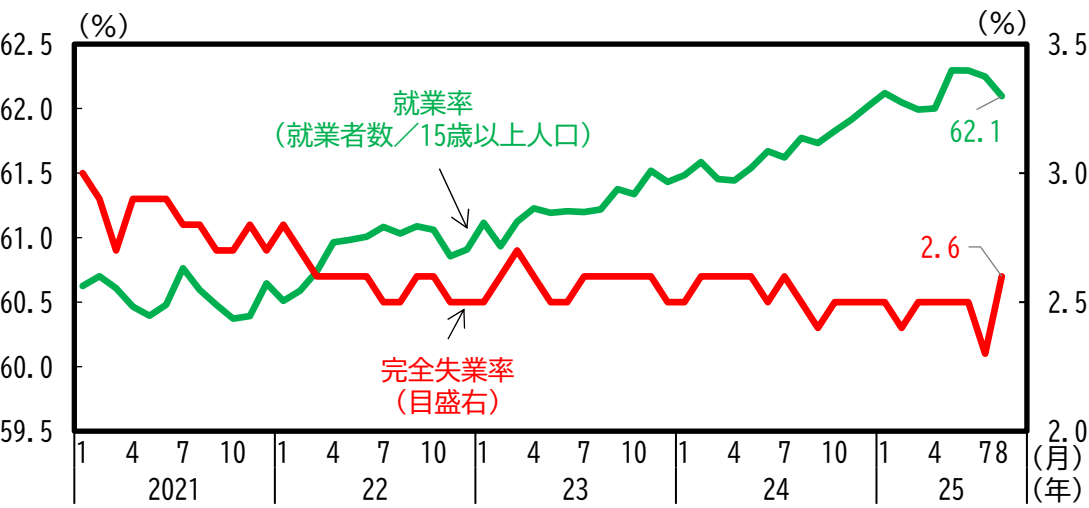
(備考) 1. 左上図は、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。

2. 左下図は、財務省「四半期別法人企業統計調査」により作成。原数値。

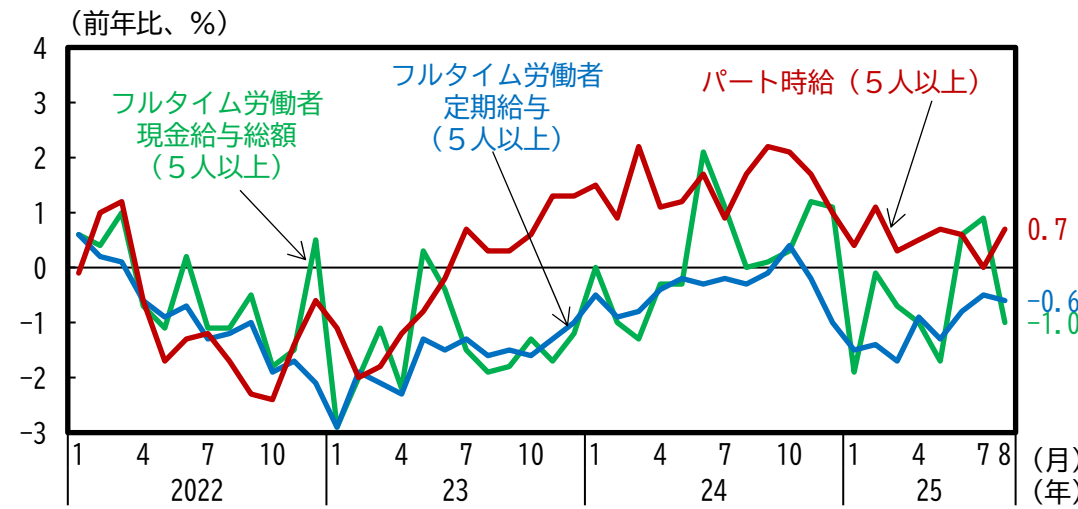
3. 右上図、右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。

雇用情勢 ～改善の動きがみられる～

就業率・完全失業率

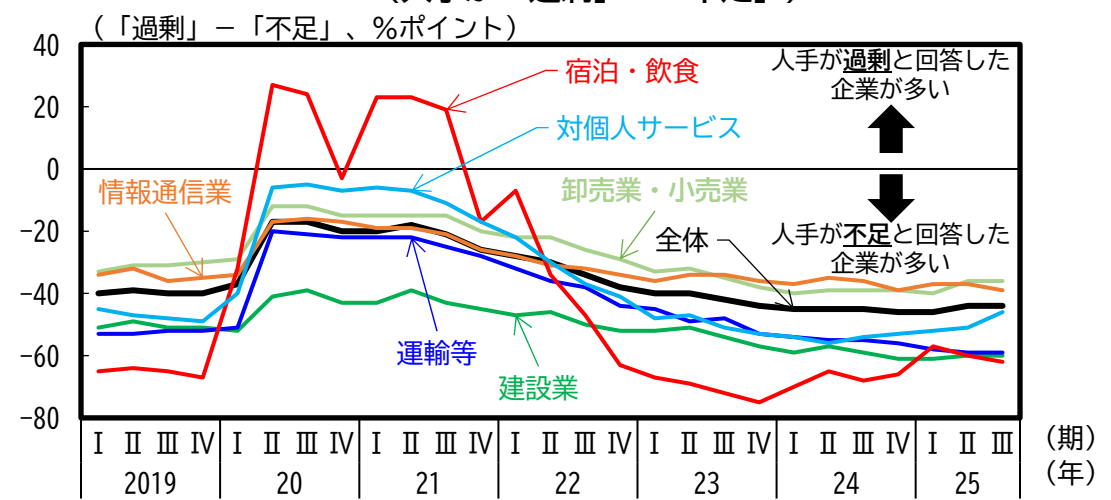


就業形態別の実質賃金

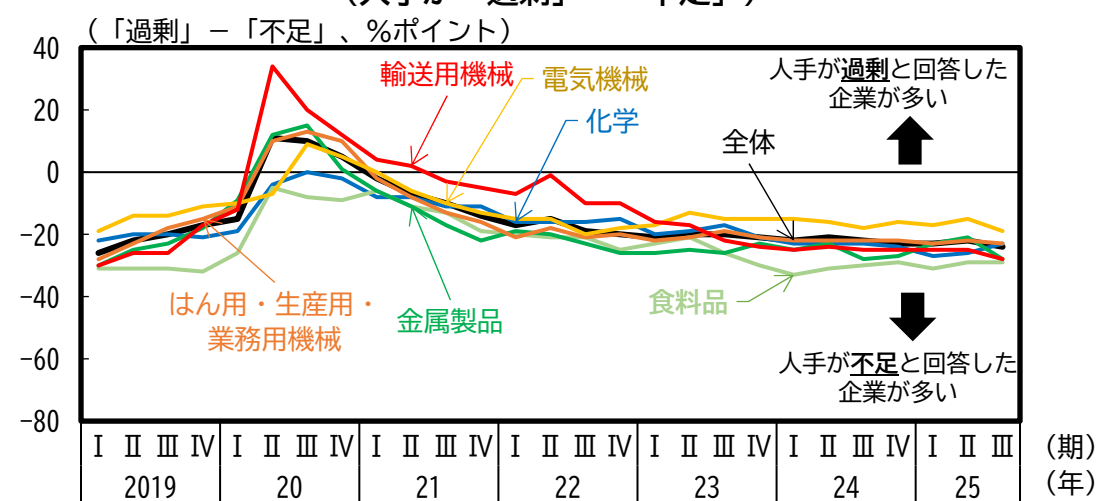


企業の人手不足感の状況

非製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)

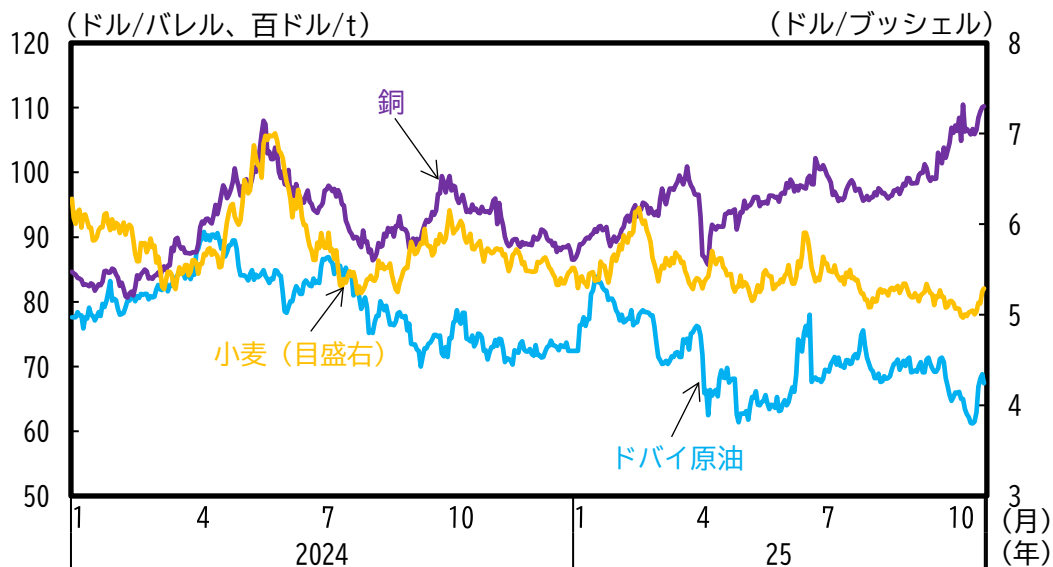


製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)

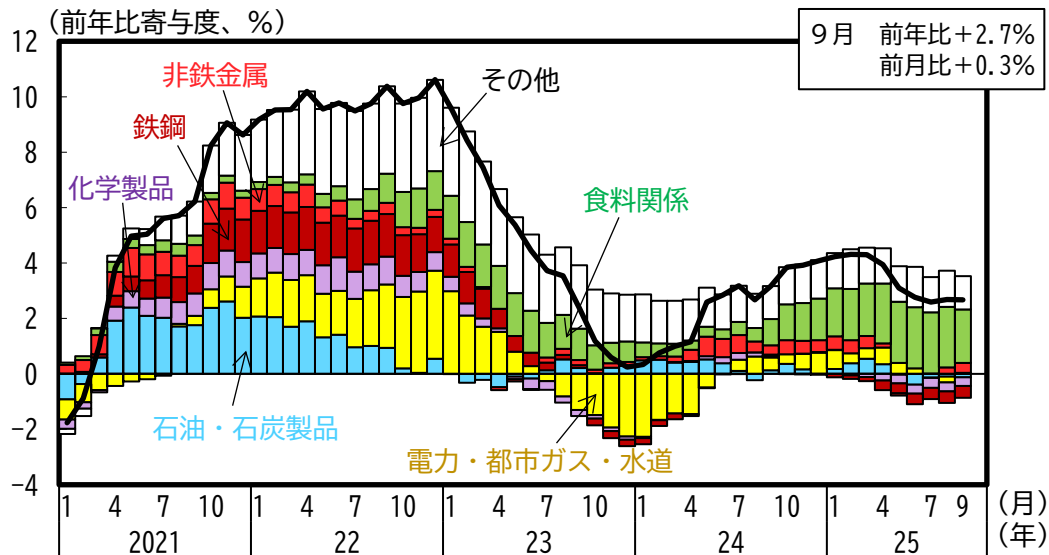


(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。実質化に際しては、消費者物価(総合)を用いている。
2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

国際商品市況

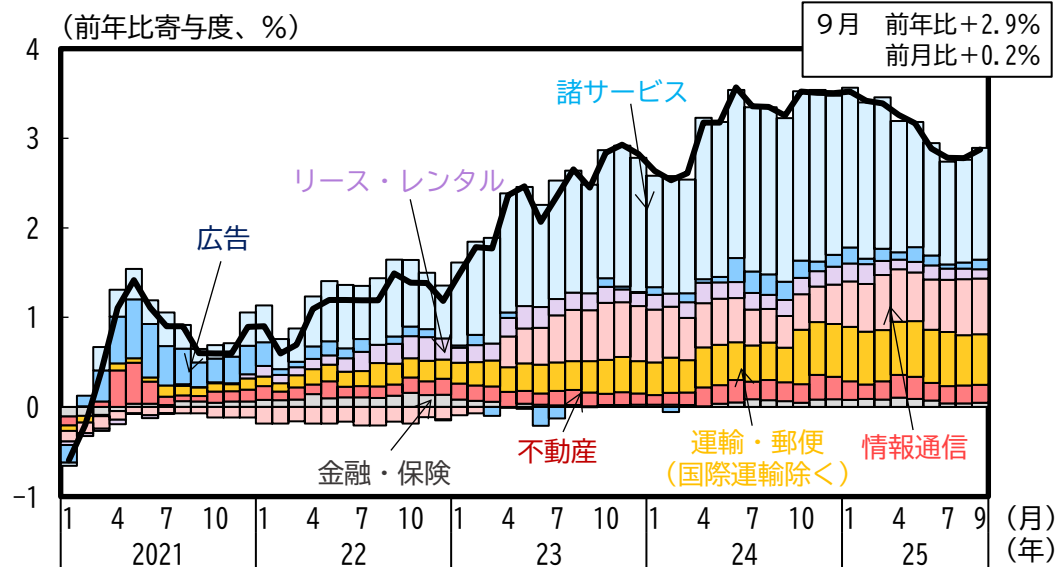


国内企業物価 ~このところ横ばいとなっている~

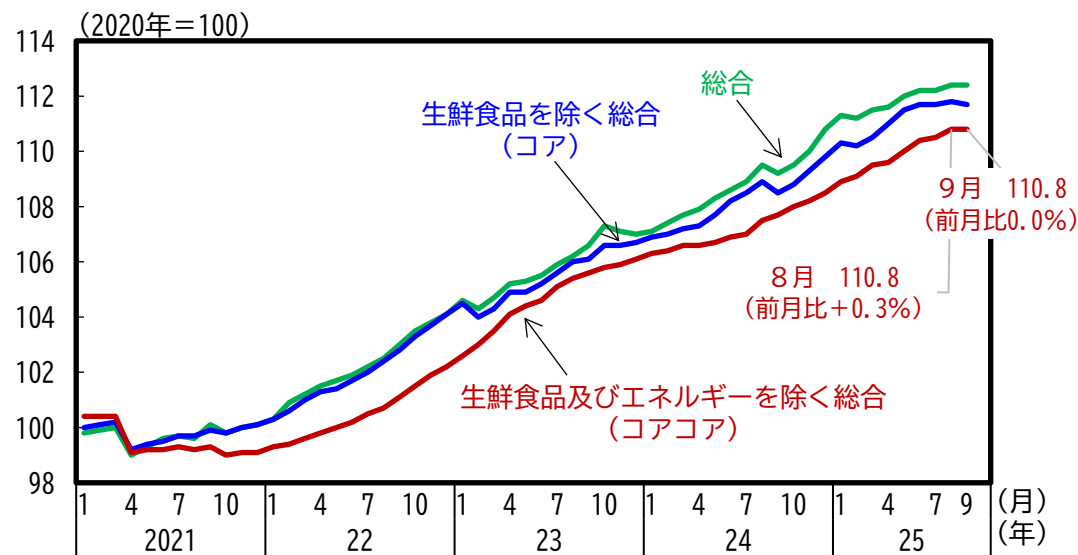


- (備考) 1. 左上図は、Bloomberg、日経NEEDSにより作成。
2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。前月比は、夏季電力料金調整後。
3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。
4. 右下図は、総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準・季節調整値。

企業向けサービス価格~このところ上昇テンポが鈍化している~



消費者物価指数 ~上昇している~



参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

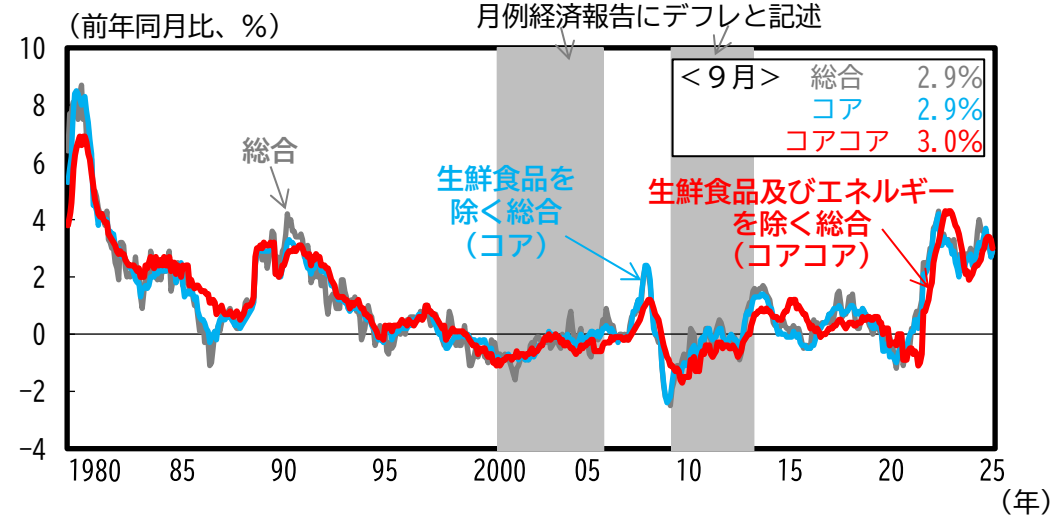
◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。

デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

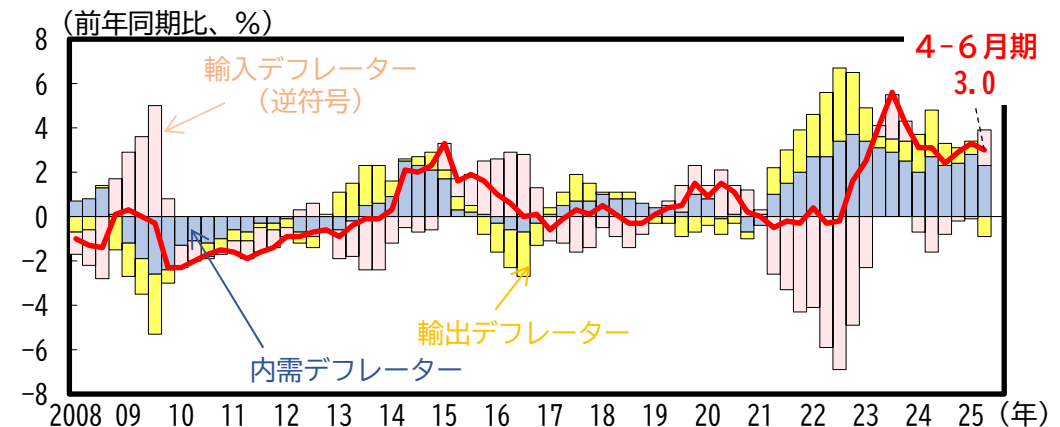
- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引上げの影響を除く）

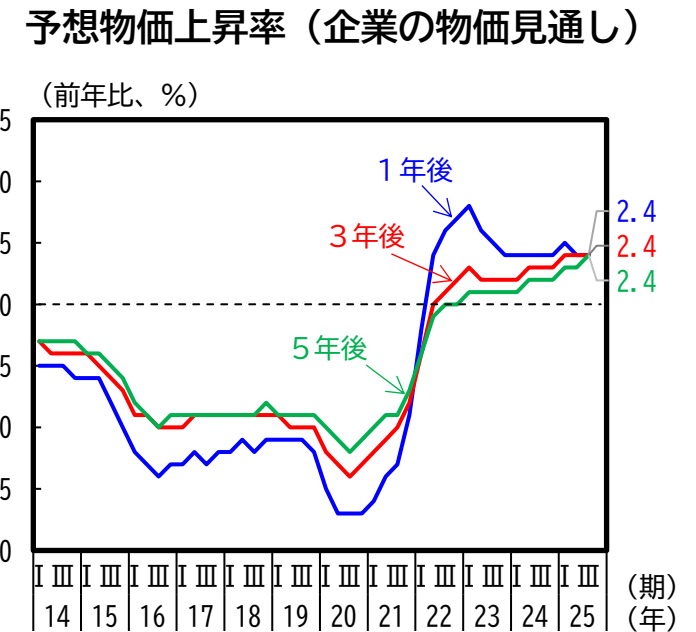
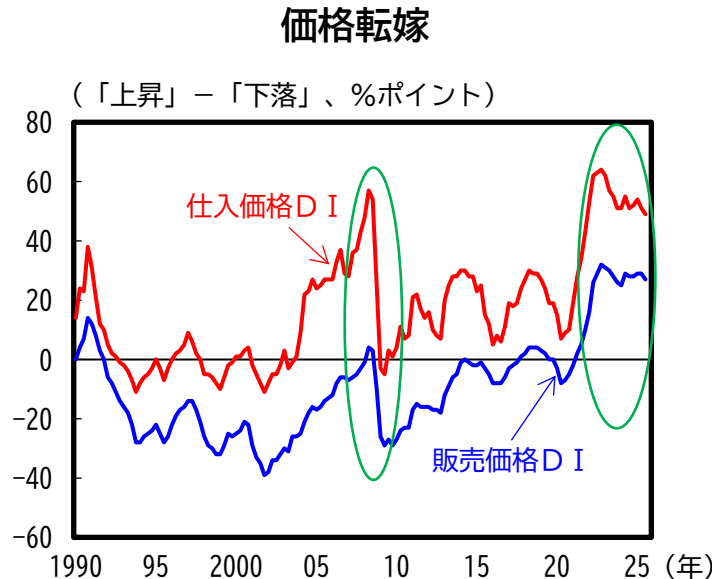
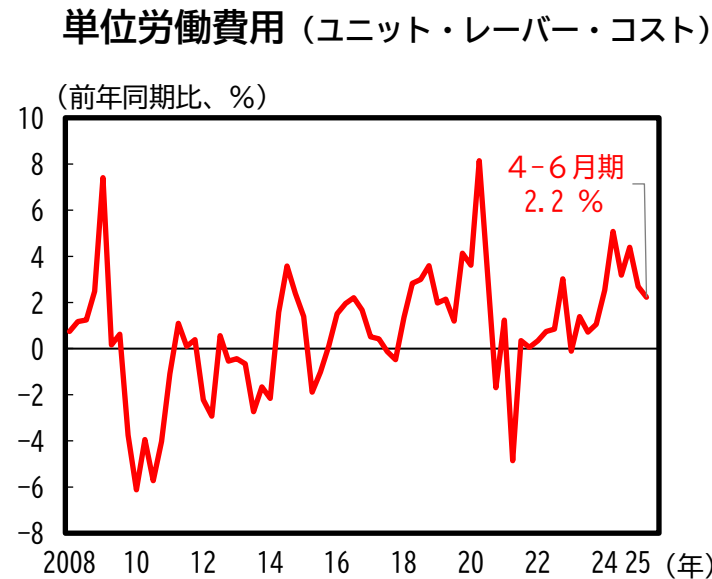
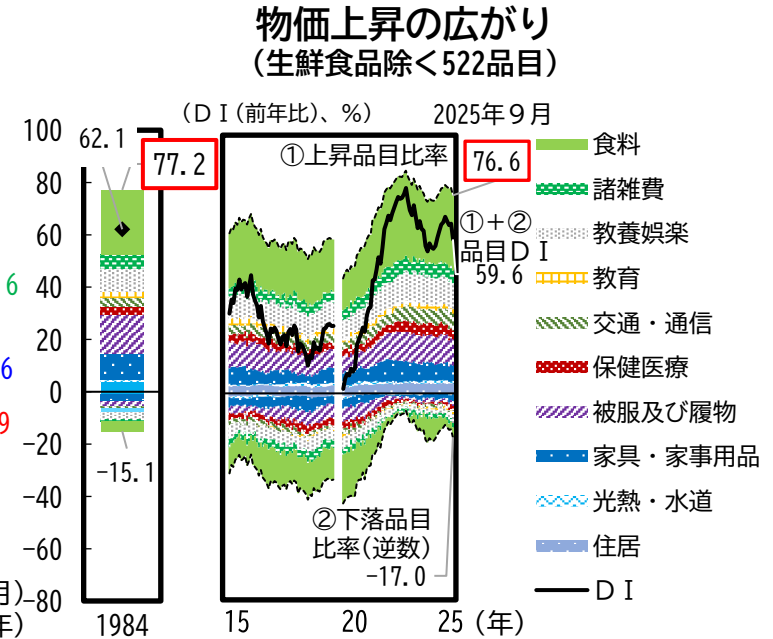
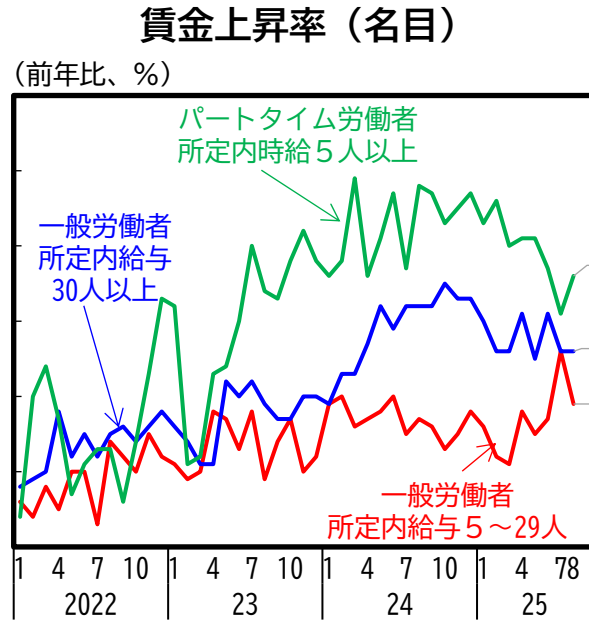
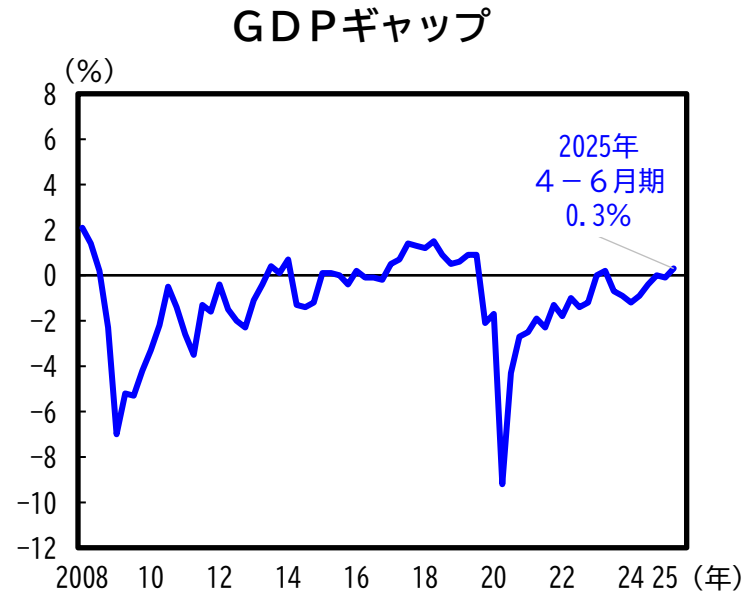


GDPデフレーター上昇率

(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレターの寄与度)

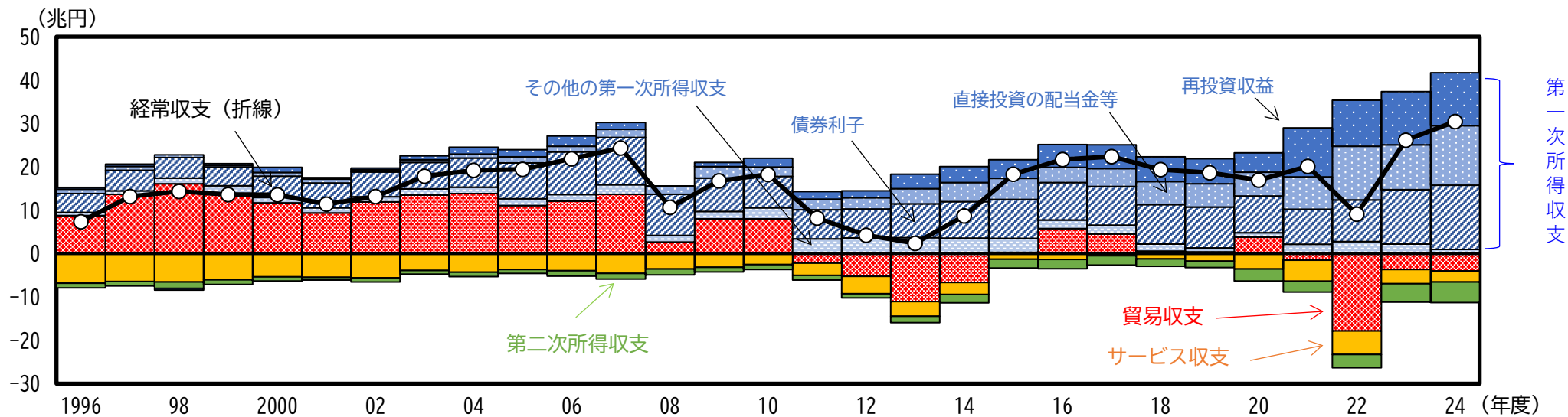


(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。



(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年4-6月期2次速報時点。
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。
3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。
5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引き上げの影響があった2015年1月～3月及び2019年10月～2020年9月のデータは除いている。

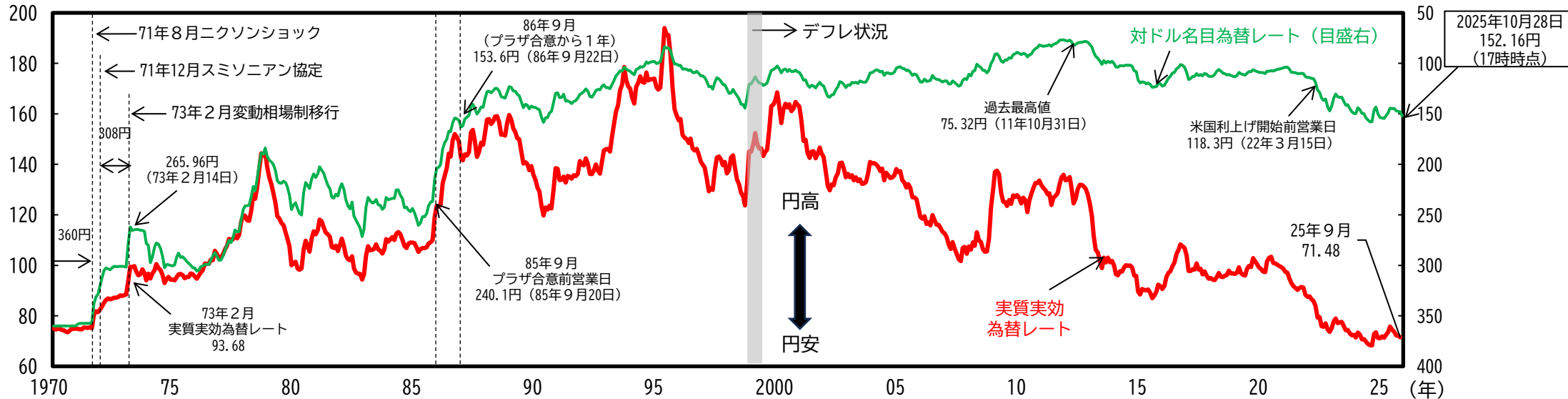
経常収支の長期推移



為替レートの長期推移

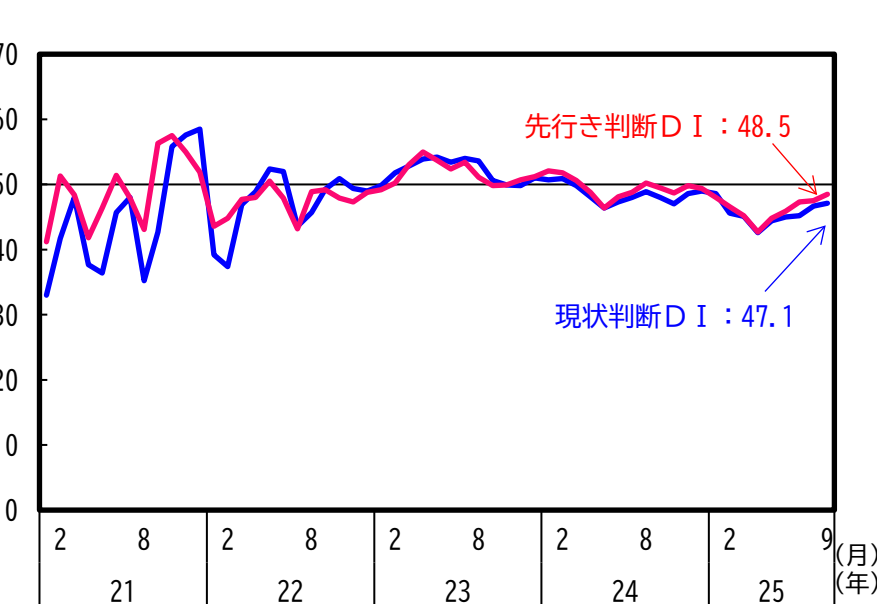
(2020年=100)

(円/ドル)

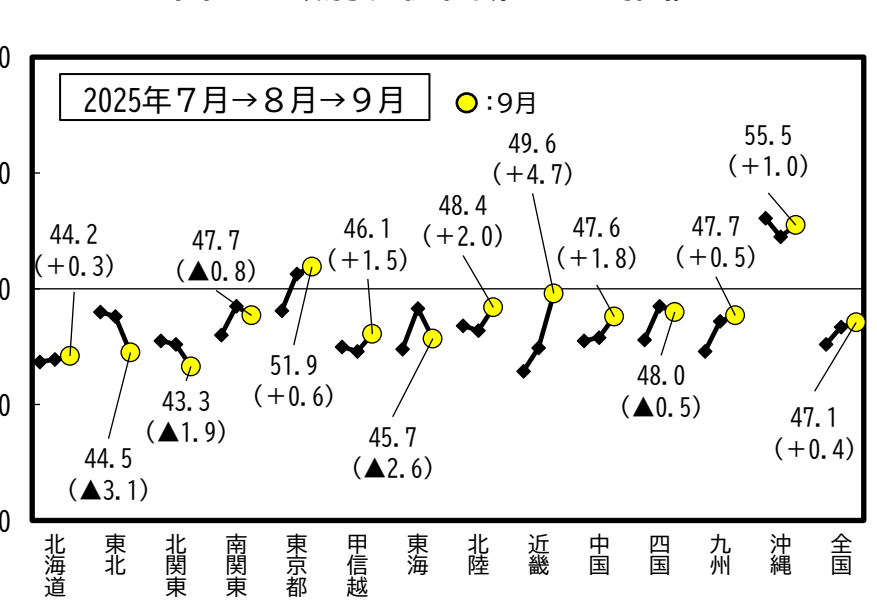


(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートは中心相場の月平均。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

1 図 現状判断D I ・先行き判断D I の推移（全国）



2 図 地域別現状判断D I の推移



（備考）内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。季節調整値。

3 図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、9月）

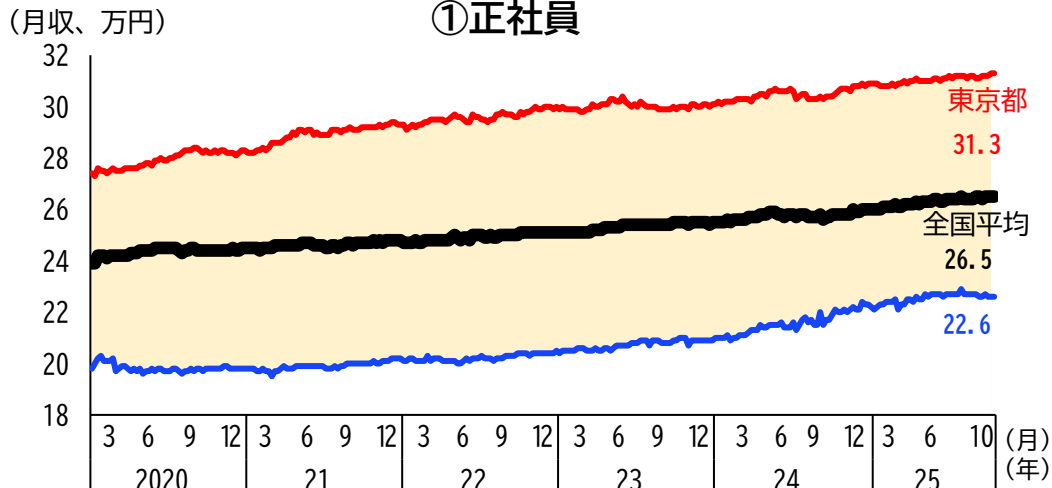
地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	求人数は堅調に推移している。企業の採用意欲は強く、人材との面接依頼の件数が3か月前の倍近くまで増えている。（人材派遣会社）	レストランの来客数は安定的に推移している。ただし、観光のピーク時期を過ぎたことから、土産品などの物販が落ち込んでいる。（高級レストラン）
東北	米国の関税政策の見通しが立ち、各社方向性が定まってきた。ただし、具体的なアクションはこれからとみている。（金属製品製造業）	来客数、販売量が2か月連続で微減傾向にある。商品の値上げが大きく影響していると考える。（コンビニ）
北関東	物価高の影響や来客数が増えていることが、売上に結び付いているとみている。（コンビニ）	繁忙期である連休の降雨に加え、前年を少しずつ下回る日が多く発生している。（テーマパーク）
南関東	住宅着工戸数は微減で推移しているが、1棟単価の上昇をカバーできる購入層が増えてきている。オプションに掛ける費用も増加している。（住宅販売会社）	猛暑の終了とともに客の動きも落ち着いている。（タクシー）
甲信越	例年夏休み明けで落ち着いた月ではあるが、今年は祝日の日並びがよかったことや気温の落ち着きもあり、人の流れが増加した。（都市型ホテル）	物価高による値上げが続いている。新米は価格が高く勢いが弱い。備蓄米への問合せは続いており、安い商材にはニーズがあることが分かる。（スーパー）
東海	3か月前の地震の風評が払拭されたことと暑さが和らいできたことで、新型コロナウイルス感染症発生前と同等の団体利用まで回復した。（観光型ホテル）	暑い日が続いており飲料品関係は良いが、それに比べて農産物、青果物、自動車関連等の受注量と販売量が減少し、景気はやや悪くなっている。（パルプ・紙・紙加工品製造業）
北陸	インバウンドはもちろん、日本の観光客も購買意欲が出てきている。（商店街）	米価格の高騰が経営を大きく圧迫している。新米が出ればと期待していたが、むしろ数年前の約2.5倍に値上がりしている。（コンビニ）
近畿	大阪・関西万博の会場の混雑と平行して、来客数が右肩上がりとなっている。インバウンドだけでなく、国内客の売上も伸びている。（百貨店）	長引く物価上昇による経済的な不安もあり、タイムパフォーマンスやコストパフォーマンスを重視する傾向が高まり、外食が減少している。（一般レストラン）
中国	I T投資の拡大に伴い、各社積極的な投資姿勢がうかがえる。（通信業）	猛暑が続く、体調を崩したり外出を控える傾向がある。また、物価高も重なり、景気は良くない。（商店街）
四国	価格転嫁で単価も上昇しているなか、行楽シーズンに入り客数も前年より増加し、景気はやや良くなっている。（観光型旅館）	猛暑で外出が控えられ、物価高で節約志向が続いている。消費者の財布のひもは固い。（一般小売店[酒]）
九州	暑さが和らぎ、来場者が増えてきている。（ゴルフ場）	9月以降も採用活動を継続している企業は多く、深刻な人手不足を背景に求人数は増えている。採用活動の長期化が進み、企業や団体にとっては人材確保が深刻な課題になっている。（学校[大学]）
沖縄	インバウンドと国内観光客に加えて、県内客の購買意欲が継続している。また、旧盆商戦が9月にずれ込んだため、売上の落ち込み幅が想定よりも小さくなっている。（スーパー）	顧客の購入意欲が落ちている。価格を気にして購入を検討することが多い。（通信会社）

1 図 令和 7 年度都道府県別最低賃金の改定及びパート・アルバイトの平均募集賃金の状況

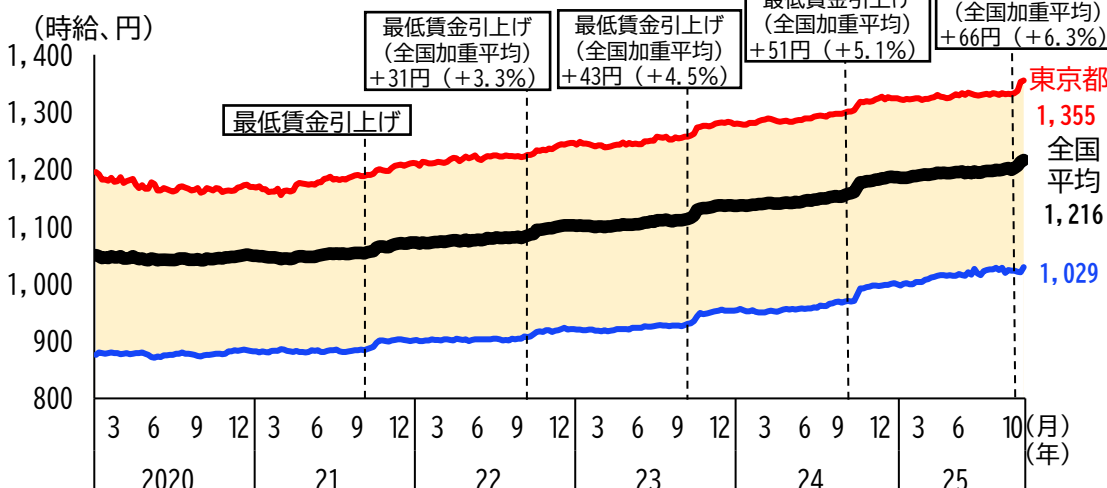
	最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金	
	引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (10/13)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (10/13)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (10/13)	上昇率※
全国	1,121円	66円（6.26%）	-	1,216円	1.59%	富山県	1,062円	64円（6.41%）	10月12日	1,155円	1.14%	島根県	1,033円	71円（7.38%）	11月17日	1,112円	1.46%
北海道	1,075円	65円（6.44%）	10月4日	1,179円	2.79%	石川県	1,054円	70円（7.11%）	10月8日	1,130円	1.89%	岡山県	1,047円	65円（6.62%）	12月1日	1,112円	0.63%
青森県	1,029円	76円（7.97%）	11月21日	1,029円	0.10%	福井県	1,053円	69円（7.01%）	10月8日	1,144円	1.15%	広島県	1,085円	65円（6.37%）	11月1日	1,141円	1.51%
岩手県	1,031円	79円（8.30%）	12月1日	1,099円	0.55%	山梨県	1,052円	64円（6.48%）	12月1日	1,124円	0.18%	山口県	1,043円	64円（6.54%）	10月16日	1,123円	2.00%
宮城県	1,038円	65円（6.68%）	10月4日	1,160円	2.65%	長野県	1,061円	63円（6.31%）	10月3日	1,167円	2.64%	徳島県	1,046円	66円（6.73%）	2026年1月1日	1,134円	0.98%
秋田県	1,031円	80円（8.41%）	2026年3月31日	1,085円	0.56%	岐阜県	1,065円	64円（6.39%）	10月18日	1,151円	1.77%	香川県	1,036円	66円（6.80%）	10月18日	1,141円	1.51%
山形県	1,032円	77円（8.06%）	12月23日	1,087円	1.12%	静岡県	1,097円	63円（6.09%）	11月1日	1,160円	1.22%	愛媛県	1,033円	77円（8.05%）	12月1日	1,086円	0.37%
福島県	1,033円	78円（8.17%）	2026年1月1日	1,148円	1.50%	愛知県	1,140円	63円（5.85%）	10月18日	1,226円	1.66%	高知県	1,023円	71円（7.46%）	12月1日	1,108円	1.09%
茨城県	1,074円	69円（6.87%）	10月12日	1,171円	1.56%	三重県	1,087円	64円（6.26%）	11月21日	1,160円	1.31%	福岡県	1,057円	65円（6.55%）	11月16日	1,118円	0.90%
栃木県	1,068円	64円（6.37%）	10月1日	1,141円	1.69%	滋賀県	1,080円	63円（6.19%）	10月5日	1,190円	1.62%	佐賀県	1,030円	74円（7.74%）	11月21日	1,070円	0.75%
群馬県	1,063円	78円（7.92%）	2026年3月1日	1,112円	0.54%	京都府	1,122円	64円（6.05%）	11月21日	1,200円	0.67%	長崎県	1,031円	78円（8.18%）	12月1日	1,111円	0.45%
埼玉県	1,141円	63円（5.84%）	11月1日	1,210円	1.42%	大阪府	1,177円	63円（5.66%）	10月16日	1,302円	1.17%	熊本県	1,034円	82円（8.61%）	2026年1月1日	1,092円	0.46%
千葉県	1,140円	64円（5.95%）	10月3日	1,267円	1.93%	兵庫県	1,116円	64円（6.08%）	10月4日	1,232円	1.82%	大分県	1,035円	81円（8.49%）	2026年1月1日	1,084円	0.00%
東京都	1,226円	63円（5.42%）	10月3日	1,355円	1.65%	奈良県	1,051円	65円（6.59%）	11月16日	1,168円	1.65%	宮崎県	1,023円	71円（7.46%）	11月16日	1,046円	1.26%
神奈川県	1,225円	63円（5.42%）	10月4日	1,324円	1.85%	和歌山県	1,045円	65円（6.63%）	11月1日	1,146円	0.61%	鹿児島県	1,026円	73円（7.66%）	11月1日	1,074円	0.66%
新潟県	1,050円	65円（6.60%）	10月2日	1,147円	2.32%	鳥取県	1,030円	73円（7.63%）	10月4日	1,114円	1.74%	沖縄県	1,023円	71円（7.46%）	12月1日	1,072円	1.13%

2 図 都道府県別募集賃金の推移（最新週は10月13日）

①正社員



②パート・アルバイト



（備考） 1. 1 図は、厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。※は各都道府県の地方最低賃金審議会における答申前から10月13日時点までの募集賃金の上昇率。赤字は、10月13日時点で最低賃金が発効している都道府県。
2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。

主要国・地域別

国・地域	相互関税率(%)		その他 追加関税率 (%)	現在の 追加関税率 (%)	備考
	4/2 発表	7/31 発表			
日本	24	15	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。 関税率の修正は8月7日から遡及して適用。従量税の取扱い、E Uの製品に対する取扱いと同一とする。 ○自動車・同部品に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（9月16日発動）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）に対する追加関税率15%を0%に引下げ（9月16日発動）。 ○米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を日本に対する相互関税の対象から除外。 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。
E U	20	15(*)	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。 ○自動車・同部品に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（8月1日から遡及して適用）。 ○米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）をE Uに対する相互関税の対象から除外（9月1日から遡及して適用）。
英国	10	10	—	10	—
中国	34	10(*)	20(**)	30	(*)5月14日以降、34%の相互関税率が一時的に10%に引き下げられている（11月10日まで継続）。 (**)不法移民や違法薬物等を理由に、2月4日から10%、3月3日から10%の追加関税がそれぞれ発動。
ベトナム	46	20	—	20	—
台湾	32	20	—	20	—
韓国	25	15	—	15	—
タイ	36	19	—	19	—
インド	26	25	25(*)	50(*)	(*)ロシア産原油の輸入を理由に、8月27日から25%の追加関税が発動。
ブラジル	10	10	40	50	オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、8月6日から40%の追加関税が発動。
メキシコ	—	—	25	25	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。なお、予定されていた8月1日から30%への引上げは90日間延期。
カナダ	—	—	35	35	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。8月1日から35%へ引上げ。

品目別

品目	追加関税率(%)	備考
自動車・同部品	25 (日本・E Uは15(*))	日本、E U、英国、韓国、USMCAの原産地規則等の例外あり。 (*)日本・E Uは15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。適用時期：（日本）9月16日～（E U）8月1日～（遡及適用）
鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	50	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。 8月18日以降、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として追加。
銅の半製品・同派生品	50	当面の間、精錬銅は適用対象外。
木材	10	—
木材派生品	25(*)	(*)日本・E Uは15%（既存の関税率を含む）。英国は10%。

相互関税の適用除外品目

○4月2日、相互関税の適用除外品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）を公表。
○4月11日、相互関税の適用除外品目の「半導体」の定義を明確化（スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置等）。
○9月5日、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加。
○9月5日、各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。

（備考） 1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
2. 上表の国・地域のうち、英国、ブラジルとの財貿易収支は黒字。
3. 中央表には既に関税が発動済の品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、半導体、航空機・同部品等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

相互関税
（日本に
適用済）

大統領令（4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互惠的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
 - 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
 - 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
 - **以下は除外**：IEEPA対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）
 - 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互惠的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
 - カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率（上乗せ分、日本は24%）を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す（4/9大統領令署名）。
- **4月11日署名の大統領令において、除外品目の「半導体」の定義を明確化（4月5日から遡及して適用）。**
除外品目：スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等
（※）**7月7日署名の大統領令において、国別の関税率（上乗せ分）の一時停止期限を8月1日まで延長。**
- **7月31日署名の大統領令において、各国・地域別の関税率が改定。8月7日から適用。**迂回輸出と判断された輸入品には40%の追加関税。
- **9月5日署名の大統領令において、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加（9月8日から適用）。**各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。

<主要国の相互関税率の推移>

- 【日本】24%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から遡及して適用）**
※既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。従量税の取扱い、EUの製品に対する取扱いと同一とする。
（2024年の米国の財輸入額:1,484億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支:▲694億ドル（米国の貿易赤字全体の5.8%））
- 【中国】34%→84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→**34%（5月12日及び8月11日署名の大統領令により11月10日まで10%に引下げ）**
※中国からの輸入に対する追加関税率は、10%（2/4発動）+10%（3/3発動）+10%（5/14発動）=**30%**となる。
（4,387億ドル（13.4%）、▲2,955億ドル（24.5%））
- 【EU】20%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**
※既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
※米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を相互関税の対象から除外（**9月1日から遡及して適用**）。
（6,057億ドル（18.5%）、▲2,359億ドル（19.6%））
- 【英国】10%（682億ドル（2.1%）、114億ドル（-））
- 【インド】26%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→25%（8月7日から）→**50%（8月27日から。ロシア産原油の輸入を理由に、25%追加）**（873億ドル（2.7%）、▲458億ドル（3.8%））
- 【韓国】25%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**（1,316億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%））
- 【ブラジル】10%→**50%（8月6日から。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加（航空機部品等は適用除外）**（423億ドル（1.3%）、68億ドル（-））

<参考>

- 【カナダ】2024年の米国の財輸入額:4,119億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支:▲620億ドル（5.1%）
- 【メキシコ】5,055億ドル（15.5%）、▲1,715億ドル（14.2%）

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の米国の財輸入全体（3.3兆ドル）、財の貿易赤字全体（1.2兆ドル）に占めるシェア。8月7日からの各国・地域の相互関税率は、7月31日署名の大統領令に基づく。

相互関税	米中間の関税措置の動向
	【米国の対中関税措置】 ➤ 4月8日署名の大統領令において、4月9日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を34%から84%に引上げ。 ➤ 4月9日署名の大統領令において、4月10日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を84%から125%に引上げ。 → 5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引下げ（違法薬物等を理由とする20%の追加関税と合わせて累計30%）。 → 8月11日署名の大統領令において、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続。 【中国の対抗措置】 ➤ 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴するとともに、米国から輸入される全ての品目に対して34%の追加関税（4月10日発動）を課すことを発表。 → 4月9日、追加関税率を84%に引き上げることを発表（4月10日発動）。 → 4月11日、米国による追加関税率の84%から125%への引上げを受け、追加関税率の84%から125%への引上げ（4月12日発動）と、米国からの今後の追加関税引上げには取り合わない旨を発表。 → 5月12日、5月14日以降、追加関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引き下げるとともに非関税措置の停止または取りやめを発表。 → 8月12日、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続する旨を発表。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

大統領令（2/10署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、3月12日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で25%の追加関税を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→3月12日、実際に発動。例外措置はなし。
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（4月4日から発動）。
- 6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引上げ。ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
- 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加（6月23日から発動）。
- 8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加（8月18日から発動）。
- 【カナダの対抗措置】
- 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。
- 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
- 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
 - ①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。
 - ②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
 - 4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
 - 4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
 - 7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
 - 8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。
- 日本の対米輸出：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%）
※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%
（うち派生品4.75%（3月12日時点）→4.75%（4月4日から追加）→4.77%（6月23日から追加））

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。
日本の対米輸出額については、6月23日までに発動された関税対象品目に基づいて算出した値。

自動車（日本に適用済）

大統領令（3/26署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については**4月3日以降**、自動車部品の輸入については**5月3日以降**、**25%の追加関税**を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。
- **4月29日**署名の大統領令により、米国内で組み立てられた自動車に要した部品への関税を減免する制度が設けられた。指定期間内に組み立てられた自動車のメーカー希望小売価格の合計額（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。
 - ・ 3.75%（＝（A）×15%×追加関税率25%）（2025年4月3日～2026年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象）
 - ・ 2.50%（＝（A）×10%×追加関税率25%）（2026年5月1日～2027年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象）
 ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。
- **10月17日**署名の大統領令により、上記の自動車部品関税の減免措置について、適用期間が2030年まで延長。
 - ・ **3.75%**（＝（A）×**15%**×追加関税率25%）（**2025年4月5日～2030年4月30日**までの期間に組み立てられたものが対象）（国・地域ごとの特例について）
- ・ 7月22日の日米間の合意に基づき、9月4日署名の大統領令において、日本からの自動車・同部品の輸入に対する追加関税率25%を**15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ**（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）（**9月16日から発動**）。
- ・ 8月21日の米EU共同声明により、EUが対米関税引下げのための法令改正案を提出した後、米国はEUからの自動車・同部品の輸入に対する関税率を**15%に引下げ**（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）（**9月25日付官報で公示。8月1日から遡及して適用**）。
- 【カナダの対抗措置】
- 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。
- **日本の対米輸出**：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）

銅（日本に適用済）

大統領令（2/25署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。
- 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。
- **7月30日**署名の大統領令において、**8月1日以降**、**銅の半製品及び銅派生品の輸入に対して50%の追加関税**を課すことを発表。当面の間、精錬銅は適用対象外。
- **日本の対米輸出**：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）

木材・同派生品 （日本に適用済） 中型・大型トラック	大統領令（9/29署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、木材・同派生品の輸入について、10月14日以降、以下の追加関税をそれぞれ課す。 ・ 木材及び製材：10% ・ 布張りの木材製品（カウチ、ソファ、椅子など）：25%（2026年1月1日以降、30%に引上げ予定） ・ キッチンキャビネット、洗面化粧台及び同部品：25%（2026年1月1日以降、50%に引上げ予定） ● ただし、英国、EU及び日本については、米国との合意を踏まえた例外規定が設けられている。 ・ 英国：10% ・ EU及び日本：15%（既存の関税率を含む） □ 日本の対米輸出：木材・同派生品約35億円（0.02%）
	大統領令（10/17署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、中型・大型トラック・同部品の輸入について、11月1日以降、25%の追加関税を課す。 また、バスの輸入については、10%の追加関税を課す。 ● 米国内で組み立てられた中型・大型トラックに要した部品への関税を減免する制度が、自動車と同様に設けられた。 指定期間内に組み立てられた車両の価値（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。 ・ 3.75%（＝（A）×15%×追加関税率25%）（2025年11月1日～2030年10月31日までの期間に組み立てられたものが対象） ● USMCAの適用対象となる中型・大型トラックについては、米国外部分に対してのみ関税が適用される。 ● 鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品、銅、木材に対する品目別関税と重複しない。 □ 日本の対米輸出：中型・大型トラック約1,190億円（0.6%）（※同部品を除く）

半導体・医薬品	官報（4/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：半導体等電子部品約2,690億円（1.2%）、医薬品約4,115億円（1.9%）
重要鉱物	大統領令（4/15署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。
	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	官報（5/13付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。
ポリシリコン・無人航空機システム	官報（7/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。
風力タービン	官報（8/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。
医療用品・医療機器	官報（9/26付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、個人用防護具（PPE）、医療消耗品及び医療機器の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
産業機械	官報（9/26付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（ ）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

対カナダ
対メキシコ

対カナダ 対メキシコ	大統領令（2/1署名）
	● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（I E E P A）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。
	大統領令（2/3署名）
	● 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。→ 3月4日、25%の追加関税を発動。
	大統領令（3/6署名）
	● 3月7日以降、追加関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置（※）を設けた。 ・ U S M C Aの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外 ・ 塩化カリウムは10% ・ カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済） 【カナダの対抗措置】 ➤ 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。 → 8月22日、カナダのカーニー首相は、U S M C Aの適用を受ける米国製品（鉄鋼・アルミニウム、自動車は除く）について、9月1日から報復関税を撤廃すると発表。 【メキシコの対抗措置】 ➤ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。
	大統領令（7/31署名）
	● カナダから米国に流入する違法薬物に対し、カナダが十分な対策を取っていないこと、米国に対し報復関税を発動したことを理由に 8月1日以降、追加関税率は原則35%に変更。迂回輸出と判断された輸入品については40%の追加関税が課される。（※）の例外規定については継続。
	トランプ大統領の投稿
	● トランプ大統領は、7月31日、自身のSNSで、メキシコのシェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、メキシコに対する追加関税率を8月1日から30%に引き上げる措置を90日間延期する旨を投稿。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

対中国	大統領令（2/1署名） ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、I E E P Aにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に 2月4日から10%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➤ 2月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国から輸入される石炭、天然ガスについて15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックについて10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 ・独禁当局による米グーグル社への調査開始
	大統領令（3/3署名） ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、2月1日の大統領令（10%の追加関税）を改正し、3月3日から20%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➤ 3月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動） ：鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 - ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% ・輸出管理措置として、米企業15社への軍民両用品目の輸出を禁止
関税品目の重複適用の回避	大統領令（4/29署名） ● 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。 ➤ ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➤ ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➤ ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。 ※対象となる関税措置 ①自動車・同部品に対する25%の追加関税（完成車は4月3日発動、自動車部品は5月3日発動） ②カナダ・メキシコからの輸入品に対する25%の追加関税（3月4日発動） ③鉄鋼・アルミニウム・同派生品に対する50%の追加関税（25%の追加関税は3月12日発動。6月4日以降、50%に引上げ）

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。